平成二十六年六月十二日 ver. 1.13 作成 白石忠志

◎昭和二十二年法律第五十四号

第二章 私的独占及び不当な取引制限 三条―第七条の二) 総則(第一条・第二条) (第

第三章 事業者団体 (第八条―第八条の三) 第三章の二 独占的状態 (第八条の四) 株式の保有、役員の兼任、合併、

分割、株式移転及び事業の譲受け(第 九条—第十八条)

第六章 適用除外(第二十一条—第二十三 第五章 不公正な取引方法 (第十九条 – 第 二十条の七)

第七章 差止請求及び損害賠償 (第二十四 条—第二十六条)

第八章 公正取引委員会

一節 設置、任務及び所掌事務並びに 二節 手続 (第四十五条―第七十条の 組織等(第二十七条—第四十四条)

第三節 雜則(第七十一条—第七十六条)

第九章 訴訟 (第七十七条—第八十八条)

第十一章 罰則(第八十九条—第百条) 第十二章 犯則事件の調査等(第百一条-雑則(第八十八条の二)

第百十八条)

第一章

第一条 この法律は、私的独占、不当な取 引制限及び不公正な取引方法を禁止し、 合、協定等の方法による生産、販売、価 事業支配力の過度の集中を防止して、結 技術等の不当な制限その他一切の事

> もに、国民経済の民主的で健全な発達を 促進することを目的とする。 し、雇傭及び国民実所得の水準を高め、 者の創意を発揮させ、事業活動を盛んに り、公正且つ自由な競争を促進し、事業 業活動の不当な拘束を排除することによ 一般消費者の利益を確保するとと

定義

第二条 この法律において「事業者」とは、 商業、工業、金融業その他の事業を行う いては、これを事業者とみなす。 者は、次項又は第三章の規定の適用につ 為を行う役員、従業員、代理人その他の 者をいう。事業者の利益のためにする行

② この法律において「事業者団体」と 掲げる形態のものを含む。ただし、二以 者の結合体又はその連合体をいい、次に ることを主たる目的とする二以上の事業 ものを含まないものとする。 とし、かつ、現にその事業を営んでいる 業その他の事業を営むことを主たる目的 し、営利を目的として商業、工業、金融 つて、資本又は構成事業者の出資を有 上の事業者の結合体又はその連合体であ は、事業者としての共通の利益を増進す

るものを含む。) である社団法人その 二以上の事業者が社員(社員に準ず

三 二以上の事業者を組合員とする組合 二 二以上の事業者が理事又は管理人の 又は契約による二以上の事業者の結合 している財団法人その他の財団 任免、業務の執行又はその存立を支配

③ この法律において「役員」とは、理事、 ずる者、支配人又は本店若しくは支店の 取締役、執行役、業務を執行する社員、 事業の主任者をいう。 監事若しくは監査役若しくはこれらに準

④ この法律において「競争」とは、二以 上の事業者がその通常の事業活動の範囲

⑥ この法律において「不当な取引制限」 とは、事業者が、契約、協定その他何ら 的に制限することをいう。 遂行することにより、公共の利益に反し 業者と共同して対価を決定し、維持し、 て、一定の取引分野における競争を実質 る等相互にその事業活動を拘束し、又は 品、設備若しくは取引の相手方を制限す 若しくは引き上げ、又は数量、技術、製 の名義をもつてするかを問わず、他の事

⑦ この法律において「独占的状態」とは、 を加えることなく供給することができる 課される租税の額に相当する額を控除し 務の提供を受ける者に当該役務に関して を控除した額とする。)又は国内におい 品に直接課される租税の額に相当する額 出されたものを除く。)の価額(当該商 商品で国内において供給されたもの(輸 機能及び効用が著しく類似している他の 定の商品」という。)並びにこれとその 商品を含む。)(以下この項において「一 の事業活動の施設又は態様に重要な変更 同種の商品(当該同種の商品に係る通常 た額とする。)の政令で定める最近の一 て供給された同種の役務の価額(当該役

きる状態をいう。 次に掲げる行為をし、又はすることがで 又は態様に重要な変更を加えることなく 内において、かつ、当該事業活動の施設 同一の需要者に同種又は類似の商品

又は役務を供給すること 同一の供給者から同種又は類似の商

ることをいう。 とにより、公共の利益に反して、一定の 者の事業活動を排除し、又は支配するこ 取引分野における競争を実質的に制限す 方法をもつてするかを問わず、他の事業 合し、若しくは通謀し、その他いかなる 事業者が、単独に、又は他の事業者と結 この法律において「私的独占」とは、 品又は役務の供給を受けること

る一定の事業分野において、次に掲げる 合における当該一定の商品又は役務に係 年間における合計額が千億円を超える場 市場構造及び市場における弊害があるこ

分野占拠率の合計が四分の三を超えて え、又は二の事業者のそれぞれの事業 の号において同じ。) が二分の一を超 務の数量の占める割合をいう。以下こ が著しく類似している他の商品又は役 の商品並びにこれとその機能及び効用 のうち当該事業者が供給した当該一定 とする。以下この号において同じ。) く。) 又は国内において供給された当 給されたもの(輸出されたものを除 似している他の商品で国内において供 該役務の数量(数量によることが適当 にこれとその機能及び効用が著しく類 事業分野占拠率(当該一定の商品並び でない場合にあつては、これらの価額 当該一年間において、一の事業者の

一他の事業者が当該事業分野に属する 事業を新たに営むことを著しく困難に する事情があること。

又はその低下がきん少であり、かつ、 動に照らして、価格の上昇が著しく、 の変動及びその供給に要する費用の変 品又は役務につき、相当の期間、需給 該当していること。 当該事業者がその期間次のいずれかに 当該事業者の供給する当該一定の

益を得ていること。 種類の利益率を著しく超える率の利 業種における標準的な政令で定める 当該事業者の属する政令で定める

般管理費に比し著しく過大と認めら ける事業者の標準的な販売費及び一 れる販売費及び一般管理費を支出し 当該事業者の属する事業分野にお

8 定めをするものとする。 慮して、前項の金額につき政令で別段の 変動が生じたときは、これらの事情を考 業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい 経済事情が変化して国内における生産

Ŧi.

- 為をいう。 とは、次の各号のいずれかに該当する行 この法律において「不公正な取引方法」
- をすること。 同して、次のいずれかに該当する行為 正当な理由がないのに、競争者と共
- 数量若しくは内容を制限すること。 又は供給に係る商品若しくは役務 ある事業者に対し、供給を拒絶し 他の事業者に、ある事業者に対す
- 業者の事業活動を困難にさせるおそれ 続して供給することであつて、他の事 的な対価をもつて、商品又は役務を継 があるもの 不当に、地域又は相手方により差別 容を制限させること。 商品若しくは役務の数量若しくは内 る供給を拒絶させ、又は供給に係る
- 務をその供給に要する費用を著しく下 させるおそれがあるもの 回る対価で継続して供給することであ 正当な理由がないのに、商品又は役 他の事業者の事業活動を困難に
- 当該商品を供給すること。 ずれかに掲げる拘束の条件を付けて、 自己の供給する商品を購入する相手 せることその他相手方の当該商品の 品の販売価格を定めてこれを維持さ 相手方に対しその販売する当該商 正当な理由がないのに、次のい
- する事業者の当該商品の販売価格を 定めて相手方をして当該事業者にこ れを維持させることその他相手方を 相手方の販売する当該商品を購入

販売価格の自由な決定を拘束するこ

- 該当する行為をすること。 習に照らして不当に、次のいずれかに していることを利用して、正常な商慣 自己の取引上の地位が相手方に優越 格の自由な決定を拘束させること。 して当該事業者の当該商品の販売価
- 商品又は役務を購入させること。 当該取引に係る商品又は役務以外の 含む。ロにおいて同じ。)に対して、 継続して取引しようとする相手方を 継続して取引する相手方(新たに
- の経済上の利益を提供させること。 継続して取引する相手方に対し 自己のために金銭、役務その他
- 施すること。 益となるように取引の条件を設定 を減じ、その他取引の相手方に不利 価の支払を遅らせ、若しくはその額 品を当該取引の相手方に引き取ら 取引に係る商品を受領した後当該商 品の受領を拒み、取引の相手方から 取引の相手方からの取引に係る商 若しくは変更し、又は取引を実 取引の相手方に対して取引の対
- イ 不当に他の事業者を差別的に取り な競争を阻害するおそれがあるものの ずれかに該当する行為であつて、 扱うこと。 前各号に掲げるもののほか、次のい 公正取引委員会が指定するもの 公正
- ロ 不当な対価をもつて取引するこ
- するように誘引し、又は強制するこ 相手方の事業活動を不当に拘束す 不当に競争者の顧客を自己と取引
- る条件をもつて取引すること。 自己の取引上の地位を不当に利用
- して相手方と取引すること である会社と国内において競争関係 自己又は自己が株主若しくは役員

その会社の不利益となる行為をする 該事業者が会社である場合におい くは強制すること。 ように、不当に誘引し 方との取引を不当に妨害し、又は当 にある他の事業者とその取引の相手 その会社の株主若しくは役員を ・唆し、

◇不公正な取引方法 (改正後)

(昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号)

(共同の取引拒絶)

- かに掲げる行為をすること。 いう。)と共同して、次の各号のいずれ 係にある他の事業者(以下「競争者」と 正当な理由がないのに、自己と競争関 ある事業者から商品若しくは役務の
- ること。 は役務の数量若しくは内容を制限させ 絶させ、又は供給を受ける商品若しく くは内容を制限すること。 を受ける商品若しくは役務の数量若し 若しくは役務の供給を受けることを拒 供給を受けることを拒絶し、又は供給 他の事業者に、ある事業者から商品

(その他の取引拒絶)

事業者にこれらに該当する行為をさせる の数量若しくは内容を制限し、又は他の し若しくは取引に係る商品若しくは役務 不当に、ある事業者に対し取引を拒絶

(差別対価)

これらの供給を受けること。 地域又は相手方により差別的な対価をも 第二号に該当する行為のほか、不当に、 号。以下「法」という。) 第二条第九項 関する法律(昭和二十二年法律第五十四 つて、商品若しくは役務を供給し、又は (取引条件等の差別取扱い) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に

> 又は実施について有利な又は不利な取扱 いをすること。 不当に、ある事業者に対し取引の条件

(事業者団体における差別取扱い等)

(5)

事業者を不当に排斥し、又は事業者団体 業者の事業活動を困難にさせること。 業者を不当に差別的に取り扱い、その事 の内部若しくは共同行為においてある事 (不当廉売) 事業者団体若しくは共同行為からある

のほか、不当に商品又は役務を低い対価 にさせるおそれがあること。 で供給し、他の事業者の事業活動を困難 (不当高価購入) 不当に商品又は役務を高い対価で購入 法第二条第九項第三号に該当する行為

るおそれがあること。 (ぎまん的顧客誘引)

し、他の事業者の事業活動を困難にさせ

ると顧客に誤認させることにより、競争 事項について、実際のもの又は競争者に 者の顧客を自己と取引するように不当に 係るものよりも著しく優良又は有利であ は取引条件その他これらの取引に関する 誘引すること。 自己の供給する商品又は役務の内容又

(不当な利益による顧客誘引)

もつて、競争者の顧客を自己と取引する ように誘引すること。 正常な商慣習に照らして不当な利益を

(抱き合わせ販売等)

又は自己の指定する事業者から購入さ の供給に併せて他の商品又は役務を自己 者と取引するように強制すること。 せ、その他自己又は自己の指定する事業 相手方に対し、不当に、商品又は役務

ことを条件として当該相手方と取引し、 があること。 競争者の取引の機会を減少させるおそれ (排他条件付取引) 不当に、相手方が競争者と取引しない

(拘束条件付取引)

当該相手方と取引すること。 業活動を不当に拘束する条件をつけて、 取引の相手方との取引その他相手方の事 項に該当する行為のほか、相手方とその 法第二条第九項第四号又は前

とは、おせ、 第二条第三項の役員をいう。以下同じ。) 商慣習に照らして不当に、取引の相手方 の選任についてあらかじめ自己の指示に である会社に対し、当該会社の役員(法 に優越していることを利用して、正常な 旧 ⑭ (取引の相手方の役員選任への不当干渉) 又は自己の承認を受けさせるこ 自己の取引上の地位が相手方

(競争者に対する取引妨害)

⑭(旧⑮) 自己又は自己が株主若しくは もつてするかを問わず、その取引を不当 約の不履行の誘引その他いかなる方法を の取引について、契約の成立の阻止、契 役員である会社と国内において競争関係 にある他の事業者とその取引の相手方と に妨害すること。

(競争会社に対する内部干渉)

⑤ (旧⑥) 自己又は自己が株主若しくは ように、不当に誘引し、そそのかし、又 権の行使、株式の譲渡、秘密の漏えいそ は強制すること。 ず、その会社の不利益となる行為をする の他いかなる方法をもつてするかを問わ にある会社の株主又は役員に対し、株主 役員である会社と国内において競争関係

参考 改正前の第二条第九項と一般指定

為であつて、公正な競争を阻害するおそ とは、次の各号のいずれかに該当する行 れがあるもののうち、公正取引委員会が この法律において「不公正な取引方法」

指定するものをいう。

- 不当に他の事業者を差別的に取り扱
- るように誘引し、又は強制すること。 不当に競争者の顧客を自己と取引す 不当な対価をもつて取引すること。
- 兀 条件をもつて取引すること。 相手方の事業活動を不当に拘束する
- 五 自己の取引上の地位を不当に利用し て相手方と取引すること。
- 六 自己又は自己が株主若しくは役員で る他の事業者とその取引の相手方との ある会社と国内において競争関係にあ 引し、そそのかし、若しくは強制する 益となる行為をするように、不当に誘 の株主若しくは役員をその会社の不利 が会社である場合において、その会社 取引を不当に妨害し、又は当該事業者

◇不公正な取引方法 (改正前)

(昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号)

(共同の取引拒絶)

- かに掲げる行為をすること。 いう。)と共同して、次の各号のいずれ 係にある他の事業者(以下「競争者」と 正当な理由がないのに、自己と競争関
- しくは内容を制限すること。 取引に係る商品若しくは役務の数量若 ある事業者に対し取引を拒絶し又は 他の事業者に前号に該当する行為を
- させること。

(その他の取引拒絶)

② 不当に、ある事業者に対し取引を拒絶 こ と。 事業者にこれらに該当する行為をさせる の数量若しくは内容を制限し、又は他の し若しくは取引に係る商品若しくは役務

(差別対価)

3 不当に、地域又は相手方により差別的

給し、又はこれらの供給を受けること。 な対価をもつて、商品若しくは役務を供 (取引条件等の差別取扱い)

又は実施について有利な又は不利な取扱 いをすること。 不当に、ある事業者に対し取引の条件

(事業者団体における差別取扱い等)

業者を不当に差別的に取り扱い、その事 事業者を不当に排斥し、又は事業者団体 業者の事業活動を困難にさせること。 の内部若しくは共同行為においてある事 (不当廉売) 事業者団体若しくは共同行為からある

ること。 又は役務を低い対価で供給し、他の事業 価で継続して供給し、その他不当に商品 その供給に要する費用を著しく下回る対 者の事業活動を困難にさせるおそれがあ 正当な理由がないのに商品又は役務を

(不当高価購入)

るおそれがあること。 し、他の事業者の事業活動を困難にさせ 不当に商品又は役務を高い対価で購入

(ぎまん的顧客誘引)

係るものよりも著しく優良又は有利であ 事項について、実際のもの又は競争者に 誘引すること。 者の顧客を自己と取引するように不当に ると顧客に誤認させることにより、競争 は取引条件その他これらの取引に関する 自己の供給する商品又は役務の内容又

(不当な利益による顧客誘引)

もつて、競争者の顧客を自己と取引する ように誘引すること。 正常な商慣習に照らして不当な利益を

(抱き合わせ販売等)

者と取引するように強制すること。 せ、その他自己又は自己の指定する事業 又は自己の指定する事業者から購入さ の供給に併せて他の商品又は役務を自己 相手方に対し、不当に、商品又は役務

(排他条件付取引)

競争者の取引の機会を減少させるおそれ ことを条件として当該相手方と取引し、 不当に、相手方が競争者と取引しない

(再販売価格の拘束)

- 当該商品を供給すること。 に、正当な理由がないのに、次の各号の いずれかに掲げる拘束の条件をつけて、 自己の供給する商品を購入する相手方
- 一 相手方の販売する当該商品を購入す 持させることその他相手方をして当該 る事業者の当該商品の販売価格を定め ことその他相手方の当該商品の販売価 事業者の当該商品の販売価格の自由な 格の自由な決定を拘束すること。 の販売価格を定めてこれを維持させる て相手方をして当該事業者にこれを維 相手方に対しその販売する当該商品

|拘束条件付取引

決定を拘束させること。

けて、当該相手方と取引すること。 とその取引の相手方との取引その他相手 方の事業活動を不当に拘束する条件をつ 前二項に該当する行為のほか、相手方

- 照らして不当に、次の各号のいずれかに 掲げる行為をすること。 ていることを利用して、正常な商慣習に 自己の取引上の地位が相手方に優越し 優越的地位の濫用)
- 又は役務を購入させること。 該取引に係る商品又は役務以外の商品 継続して取引する相手方に対し、自 継続して取引する相手方に対し、当
- 三 相手方に不利益となるように取引条 の利益を提供させること。 己のために金銭、役務その他の経済上
- 件を設定し、又は変更すること。 の条件又は実施について相手方に不利 前三号に該当する行為のほか、取引

益を与えること。

(競争者に対する取引妨害) 項の役員をいう。以下同じ。) の選任 公正取引の確保に関する法律(昭和 該会社の役員(私的独占の禁止及び せ、又は自己の承認を受けさせること。 についてあらかじめ自己の指示に従わ 一十二年法律第五十四号)第二条第三 取引の相手方である会社に対し、当

るかを問わず、その取引を不当に妨害す 行の誘引その他いかなる方法をもつてす ついて、契約の成立の阻止、契約の不履 の事業者とその取引の相手方との取引に る会社と国内において競争関係にある他 自己又は自己が株主若しくは役員であ

(競争会社に対する内部干渉)

る方法をもつてするかを問わず、その会 株式の譲渡、秘密の漏えいその他いかな 社の株主又は役員に対し、株主権の行使、 る会社と国内において競争関係にある会 当に誘引し、そそのかし、又は強制する 社の不利益となる行為をするように、不 自己又は自己が株主若しくは役員であ

第二章 私的独占及び不当な取引制限

【私的独占及び不当な取引制限の禁止】

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取 引制限をしてはならない

削除

削除

【国際的協定等の規制】

第六条 事業者は、不当な取引制限又は不 する国際的協定又は国際的契約をしては 公正な取引方法に該当する事項を内容と

【排除措置命令】

第七条 第三条又は前条の規定に違反する

ずることができる。 る行為を排除するために必要な措置を命 業者に対し、当該行為の差止め、事業の 第八章第二節に規定する手続に従い、事 行為があるときは、公正取引委員会は、 一部の譲渡その他これらの規定に違反す

ら五年を経過したときは、この限りでな る。ただし、当該行為がなくなつた日か るために必要な措置を命ずることができ の他当該行為が排除されたことを確保す 為が既になくなつている旨の周知措置そ 続に従い、次に掲げる者に対し、当該行 めるときは、第八章第二節に規定する手 る場合においても、特に必要があると認 規定に違反する行為が既になくなつてい 公正取引委員会は、第三条又は前条の

当該行為をした事業者

場合において、当該法人が合併により 消滅したときにおける合併後存続し、 又は合併により設立された法人 当該行為をした事業者が法人である

を承継した法人 り当該行為に係る事業の全部又は一部 場合において、当該法人から分割によ 当該行為をした事業者が法人である

に係る事業の全部又は一部を譲り受け 当該行為をした事業者から当該行為

【課徴金納付命令】

第七条の二

動がなくなる日までの期間(当該期間が た日から当該行為の実行としての事業活 当該行為の実行としての事業活動を行つ 規定する手続に従い、当該事業者に対し、 は、公正取引委員会は、第八章第二節に のいずれかに該当するものをしたとき 際的協定若しくは国際的契約で次の各号 取引制限に該当する事項を内容とする国 《不当な取引制限の場合の課徴金納付命令》 事業者が、不当な取引制限又は不当な

> ずることができない。 百万円未満であるときは、その納付を命 じなければならない。ただし、その額が る額の課徴金を国庫に納付することを命 の二とする。)を乗じて得た額に相当す いては百分の三、卸売業については百分 定した購入額)に百分の十(小売業につ 品又は役務の政令で定める方法により算 ることに係るものである場合は、当該商 政令で定める方法により算定した売上額 という。)における当該商品又は役務の ぼつて三年間とする。以下「実行期間 しての事業活動がなくなる日からさかの (当該行為が商品又は役務の供給を受け 三年を超えるときは、当該行為の実行と

価に影響することとなるもの を実質的に制限することによりその対 商品又は役務の対価に係るもの 商品又は役務について次のいずれか

市場占有率

供給量又は購入量

《支配型私的独占の場合の課徴金納付命令》 前項の規定は、事業者が、私的独占(他 取引の相手方

下この項において「被支配事業者」と るものに限る。) で、当該他の事業者(以 を供給するために必要な商品又は役務を 支配事業者に供給した当該商品又は役務 購入額)」とあるのは「当該事業者が被 役務の政令で定める方法により算定した に係るものである場合は、当該商品又は 行為が商品又は役務の供給を受けること 定める方法により算定した売上額(当該 て、前項中「当該商品又は役務の政令で をした場合に準用する。この場合におい て、次の各号のいずれかに該当するもの いう。) が供給する商品又は役務につい の事業者の事業活動を支配することによ 含む。)及び当該一定の取引分野におい 定の取引分野において当該商品又は役務 (当該被支配事業者が当該行為に係る一

> 場合は百分の二とする。)」と読み替える る。)」とあるのは「(当該事業者が小売 分の三、卸売業については百分の二とす ものとする。 業を営む場合は百分の三、卸売業を営む 除く。)の政令で定める方法により算定 務(当該被支配事業者に供給したものを した売上額」と、「(小売業については百 て当該事業者が供給した当該商品又は役

その対価に係るもの

一 次のいずれかを実質的に制限するこ るもの とによりその対価に影響することとな

取引の相手方

《市場占有率の定義》

うち一若しくは二以上の事業者が供給 に供給される商品若しくは役務の価額の は一定の取引分野において一定の期間内 商品若しくは役務の数量の占める割合又 者が供給し、若しくは供給を受ける当該 務の数量のうち一若しくは二以上の事業 定の期間内に供給される商品若しくは役 し、若しくは供給を受ける当該商品若し 有率」とは、一定の取引分野において一 くは役務の価額の占める割合をいう。 前二項及び第八項に規定する「市場占

期間が三年を超えるときは、当該行為が 当該行為がなくなる日までの期間(当該 第八章第二節に規定する手続に従い、当 業活動を排除することによるものに限 る。第二十七項において「違反行為期間」 該事業者に対し、当該行為をした日から く。)をしたときは、公正取引委員会は、 定の取引分野において当該事業者が供給 という。)における、当該行為に係る なくなる日からさかのぼつて三年間とす 《排除型私的独占の場合の課徴金納付命令》 事業者が、私的独占(他の事業者の事 第二項の規定に該当するものを除

その納付を命ずることができない。 得た額に相当する額の課徴金を国庫に納 営む場合は百分の一とする。)を乗じて 小売業を営む場合は百分の二、卸売業を 供給した当該商品又は役務(当該一定の 業者に供給したものを除く。)及び当該 だし、その額が百万円未満であるときは、 付することを命じなければならない。 定した売上額に百分の六(当該事業者が を含む。)の政令で定める方法により算 務を供給するために必要な商品又は役務 給する当該他の事業者が当該商品又は役 取引分野において当該商品又は役務を供 務を供給する他の事業者に当該事業者が において商品又は役務を供給する他の事 した商品又は役務(当該一定の取引分野 定の取引分野において当該商品又は役

⑤ (旧④) 第一項の場合において、当該 《小規模事業者が不当な取引制限をした場合

は「百分の四」と、「百分の三」とある るときは、同項中「百分の十」とあるの 事業者が次のいずれかに該当する者であ あるのは「百分の一」とする。 のは「百分の一・二」と、「百分の二」と の業種(次号から第四号までに掲げる の数が三百人以下の会社及び個人であ 以下の会社並びに常時使用する従業員 つて、製造業、建設業、運輸業その他 資本金の額又は出資の総額が三億円

一 資本金の額又は出資の総額が一億円 以下の会社並びに常時使用する従業員 業として営むもの 種を除く。)に属する事業を主たる事 の数が百人以下の会社及び個人であつ て、卸売業(第五号の政令で定める業

除く。)に属する事業を主たる事業と

業種及び第五号の政令で定める業種を

して営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万 円以下の会社並びに常時使用する従業

> たる事業として営むもの める業種を除く。) に属する事業を主 つて、サービス業(第五号の政令で定 員の数が百人以下の会社及び個人であ

事業として営むもの 業種を除く。) に属する事業を主たる あつて、小売業(次号の政令で定める 員の数が五十人以下の会社及び個人で 円以下の会社並びに常時使用する従業 資本金の額又は出資の総額が五千万

五 資本金の額又は出資の総額がその業 業種に属する事業を主たる事業として 業種ごとに政令で定める数以下の会社 並びに常時使用する従業員の数がその 種ごとに政令で定める金額以下の会社 及び個人であつて、その政令で定める

当該各号に定める規模に相当する規模 を含む。)のうち、政令で定めるとこ として設立された組合(組合の連合会 ろにより、前各号に定める業種ごとに 協同して事業を行うことを主たる目的 協業組合その他の特別の法律により

《早期に短期で不当な取引制限を取りやめた

⑥ (旧⑤) 第一項の規定により課徴金の 処分が行われなかつたときは、当該事業開始日」という。)の一月前の日(当該行われた日(以下この条において「調査第百二条第一項に規定する処分が最初に けた日の一月前の日)までに当該違反行 でにおいて「事前通知」という。)を受項及び第二十条の二から第二十条の五ま 為をやめた者(当該違反行為に係る実行 条第五項の規定による通知(次項、第十 項において読み替えて準用する第四十九 者が当該違反行為について第五十条第六 四十七条第一項第四号に掲げる処分又は が、当該違反行為に係る事件について第 納付を命ずる場合において、当該事業者

> とあるのは「百分の一・六」と、前項中「百 者であるときは、この限りでない。 項から第九項までの規定の適用を受ける 八」とする。ただし、当該事業者が、次と、「百分の一」とあるのは「百分の〇・ 「百分の一・二」とあるのは「百分の一」 分の四」とあるのは「百分の三・二」と、 あるのは「百分の二・四」と、「百分の二」 るのは「百分の八」と、「百分の三」と あるときは、第一項中「百分の十」とあ 期間が二年未満である場合に限る。) で

中「百分の六」とあるのは「百分の九」と

であるときは、この限りでない。 第五十一条第二項の規定による審決を おいて同じ。) 又は第十八項若しくは 令が確定している場合に限る。次号に る命令を受けたことがある者(当該命 受けたことがある者 第二十一項の規定による通知若しくは に、第一項若しくは第四項の規定によ 調査開始日からさかのぼり十年以内

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処 分又は第百二条第一項に規定する処分

《不当な取引制限を主導した場合の加重算定 る通知若しくは第五十一条第二項の規 る命令を受けたことがある者又は第 定による審決を受けたことがある者 知を受けた日からさかのぼり十年以内 事業者が当該違反行為について事前通 が行われなかつた場合において、当該 十八項若しくは第二十一項の規定によ に、第一項若しくは第四項の規定によ

《違反行為を繰り返した場合の加重算定率》 号のいずれかに該当する者であるとき ずる場合において、当該事業者が次の各

第一項の規定により課徴金の納付を命

同項中「百分の十」とあるのは「百

業者が、第九項の規定の適用を受ける者 分の一・八」と、「百分の一」とあるのは の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百 第五項中「百分の四」とあるのは「百分 とあるのは「百分の四・五」と、「百分の とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」 る者であるときは、第一項中「百分の十」 該事業者が次の各号のいずれかに該当す 課徴金の納付を命ずる場合において、当 おいて同じ。)又は第四項の規定により 第十九項、第二十二項及び第二十三項に 替えて準用する場合を含む。以下この項、 「百分の一・五」とする。ただし、当該事 「百分の一」とあるのは「百分の一・五」と、 「百分の二」とあるのは「百分の三」と、 二」とあるのは「百分の三」と、第四項 (旧⑥) 第一項(第二項において読み

又はやめさせなかつた者 すことにより、当該違反行為をさせ をすることを企て、かつ、他の事業者 めないことを要求し、依頼し、又は唆 に対し当該違反行為をすること又はや 単独で又は共同して、当該違反行為

定した者 場占有率又は取引の相手方について指 役務に係る対価、供給量、購入量、市 対し当該違反行為に係る商品若しくは 求めに応じて、継続的に他の事業者に 単独で又は共同して、他の事業者の

行為であつて、当該違反行為を容易に は共同して、次のいずれかに該当する 前二号に掲げる者のほか、単独で又

すべき重要なものをした者 すること又はやめないことを要求 他の事業者に対し当該違反行為を

用を受ける者であるときは、この限りで

ただし、当該事業者が、次項の規定の適

」とあるのは「百分の一・五」とする。

とあるのは「百分の一・八」と、「百分の るのは「百分の六」と、「百分の一・二」 分の三」と、第五項中「百分の四」とあ 分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百 分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百

依頼し、又は唆すこと。

手方その他当該違反行為の実行とし 係る商品又は役務に係る対価、供給 ことを除く。) ての事業活動について指定すること (専ら自己の取引について指定する 他の事業者に対し当該違反行為に 購入量、市場占有率、取引の相

《加重原因が重複する場合の加重算定率》

第五項中「百分の四」とあるのは「百分 分の二・四」と、「百分の一」とあるのは かに該当する者であるときは、第一項中 項各号のいずれか及び前項各号のいずれ ずる場合において、当該事業者が、第七 百分の二」とする。 「百分の二」とあるのは「百分の四」と、 「百分の三」とあるのは「百分の六」と 「百分の十」とあるのは「百分の二十」と 第一項の規定により課徴金の納付を命 八」と、「百分の一・二」とあるのは「百

《調査開始日前の報告及び資料の提出に基づ く課徴金の免除》

⑩ (旧⑦) 公正取引委員会は、第一項の 者に対し、課徴金の納付を命じないもの 次の各号のいずれにも該当する場合に 規定により課徴金を納付すべき事業者が は、同項の規定にかかわらず、当該事業

項第四号に掲げる処分又は第百二条第 料の提出が当該違反行為に係る事件に 料の提出を行つた者(当該報告及び資 当該違反行為に係る事実の報告及び資 事業者のうち最初に公正取引委員会に 項及び第二十五項において同じ。) 以 ついての調査開始日(第四十七条第一 により、単独で、当該違反行為をした 後に行われた場合を除く。)であるこ ついて事前通知を受けた日。次号、 ときは、当該事業者が当該違反行為に 一項に規定する処分が行われなかつた 公正取引委員会規則で定めるところ

二 当該違反行為に係る事件についての 為をしていた者でないこと。 調査開始日以後において、当該違反行

《調査開始日前の報告及び資料の提出に基づ

⑪(旧⑧) 第一項の場合において、公正 徴金の額に百分の三十を乗じて得た額から第九項までの規定により計算した課四号に該当するときは第一項又は第五項 徴金の額に百分の五十を乗じて得た額から第九項までの規定により計算した課 第四号に該当するときは同項又は第五項取引委員会は、当該事業者が第一号及び るものとする。 を、それぞれ当該課徴金の額から減額す を、第二号及び第四号又は第三号及び第

場合を除く。)であること。 についての調査開始日以後に行われた 資料の提出が当該違反行為に係る事件 資料の提出を行つた者(当該報告及び に当該違反行為に係る事実の報告及び 事業者のうち二番目に公正取引委員会 により、単独で、当該違反行為をした 公正取引委員会規則で定めるところ

二 公正取引委員会規則で定めるところ 場合を除く。)であること。 事業者のうち三番目に公正取引委員会 についての調査開始日以後に行われた 資料の提出が当該違反行為に係る事件 資料の提出を行つた者(当該報告及び に当該違反行為に係る事実の報告及び により、単独で、当該違反行為をした

措置その他により既に公正取引委員会 の報告及び資料の提出(第四十五条第 取引委員会に当該違反行為に係る事実 事業者のうち四番目又は五番目に公正 によつて把握されている事実に係るも により、単独で、当該違反行為をした 項に規定する報告又は同条第四項の 公正取引委員会規則で定めるところ

件についての調査開始日以後に行われ び資料の提出が当該違反行為に係る事 た場合を除く。)であること。

《調査開始日以後の報告及び資料の提出に基

取引委員会は、当該違反行為について第〕(旧⑨) 第一項の場合において、公正 規定により計算した課徴金の額に百分の は、第一項又は第五項から第九項までの が三以下である場合に限る。)について 資料の提出を行つた者の数を合計した数 あり、かつ、同号の規定による報告及び を行つた者の数を合計した数が五以下で 第一号の規定による報告及び資料の提出 る報告及び資料の提出を行つた者の数と は前項第一号から第三号までの規定によ いずれにも該当する者(第十項第一号又 違反行為をした事業者のうち次の各号の つた者の数が五に満たないときは、当該 での規定による報告及び資料の提出を行 |十項第一号又は前項第一号から第三号ま 三十を乗じて得た額を、当該課徴金の額

第一項各号に掲げる処分又は第百二条 実の報告及び資料の提出(第四十七条 正取引委員会に当該違反行為に係る事 則で定めるところにより、単独で、公 定める期日までに、公正取引委員会規 いる事実に係るものを除く。)を行つ に公正取引委員会によつて把握されて 第一項に規定する処分その他により既 調査開始日以後公正取引委員会規則で 当該違反行為に係る事件についての

二 前号の報告及び資料の提出を行つた 日以後において当該違反行為をしてい た者以外の者

のを除く。)を行つた者(当該報告及 (13)

四(旧三) 当該違反行為に係る事件に 該違反行為をしていた者でないこと。 ついての調査開始日以後において、当

から減額するものとする。

《相互に子会社等である複数の事業者による 報告及び資料の提出》

とみなして、当該報告及び資料の提出を 告及び資料の提出を行つた場合には、第 引委員会に当該違反行為に係る事実の報 項第一号、第十一項第一号から第三号ま 規定を適用する。この場合における第十 行った二以上の事業者について前三項の 報告及び資料の提出を単独で行つたもの のいずれかに該当する場合に限り、当該 定めるところにより、共同して、公正取 合に限る。)が、公正取引委員会規則で 者のうち二以上の事業者(会社である場 資料の提出を行つた事業者の数の計算に で及び前項第一号の規定による報告及び の事業者とする。 号に該当し、かつ、第二号又は第三号 第一項に規定する違反行為をした事業 いては、当該二以上の事業者をもつて

他の会社をいう。以下この号において 社がその総株主の議決権の過半数を有 他の会社をいう。この場合において 含む。以下同じ。) の過半数を有する とみなされる株式についての議決権を 年法律第八十六号) 第八百七十九条第 を行使することができない株式につい 株主(総社員を含む。以下同じ。) び資料の提出の時において相互に子会 同じ。)又は当該事業者と親会社が同 若しくは親会社(会社を子会社とする みなす。以下この項において同じ。 する他の会社は、当該会社の子会社と 社又は会社の一若しくは二以上の子会 会社及びその一若しくは二以上の子会 ての議決権を除き、会社法(平成十七 ことができる事項の全部につき議決権 議決権(株主総会において決議をする 社等(事業者の子会社(会社がその総 一項の規定により議決権を有するもの 当該二以上の事業者が、当該報告及 である他の会社をいう。次号及び第

ること 一十五項において同じ。)の関係にあ

事業者と相互に子会社等の関係にあつ 出を行つた日からさかのぼり五年以内 の期間に限る。)において、当該他の をした全期間(当該報告及び資料の提 同して当該違反行為をしたものが、 以上の事業者のうちの他の事業者と共 該他の事業者と共同して当該違反行為 たこと。 当該二以上の事業者のうち、当該ご

事実があること。 のについて、次のいずれかに該当する 同して当該違反行為をした者でないも 以上の事業者のうちの他の事業者と共 当該二以上の事業者のうち、当該二

為に係る事業の全部若しくは一部を ちの他の事業者に対して当該違反行 当該譲渡又は分割の日から当該違反 為に係る事業の全部若しくは一部を 譲渡し、又は分割により当該違反行 行為を開始したこと。 **承継させ、かつ、** その者が当該二以上の事業者のう 当該他の事業者が

の日から当該違反行為を開始したこ 承継し、かつ、当該譲受け又は分割 為に係る事業の全部若しくは一部を り受け、又は分割により当該違反行 うちの他の事業者から当該違反行為 に係る事業の全部若しくは一部を譲 その者が、当該二以上の事業者の

《発行者に対抗することができない株式に係

律第七十五号) 第百四十七条第一項又は 式等の振替に関する法律(平成十三年法 上の子会社又は会社の一若しくは二以上 の子会社が有する議決権には、社債、株 決権並びに会社及びその一若しくは二以 第百四十八条第一項の規定により発行者 前項の場合において、会社が有する議

> 決権を含むものとする。 に対抗することができない株式に係る議

《報告及び資料の提出を受けた旨の通知》

ればならない。 やかに文書をもつてその旨を通知しなけ び資料の提出を行つた事業者に対し、速 資料の提出を受けたときは、当該報告及 は第十二項第一号の規定による報告及び一号、第十一項第一号から第三号まで又 (旧⑩) 公正取引委員会は、第十項第

《追加の報告及び資料の提出》

⑯(旧⑪) 公正取引委員会は、第十項か 定による通知をするまでの間、当該事業 ができる。 告又は資料の提出を追加して求めること 者に対し、当該違反行為に係る事実の報 令又は第十八項若しくは第二十一項の規 する事業者に対し第一項の規定による命 ら第十二項までの規定のいずれかに該当

《免除又は減額が認められない場合》

⑰ (旧⑫) 公正取引委員会が、第十項第 かかわらず、これらの規定は適用しない。 きは、第十項から第十二項までの規定に ずれかに該当する事実があると認めると る通知をするまでの間に、次の各号のい 項の規定による命令又は次項の規定によ 資料の提出を行つた事業者に対して第一 は第十二項第一号の規定による報告及び 号、第十一項第一号から第三号まで又 いたこと 料の提出を行つた他の事業者のうち、 当該事業者と共同して当該報告及び資 の規定による報告及び資料の提出を行 した当該資料に虚偽の内容が含まれて て同じ。) が行つた当該報告又は提出 いずれか一以上の事業者。次号におい つた者であるときは、当該事業者及び 当該事業者(当該事業者が第十三項

二 前項の場合において、当該事業者が せず、又は虚偽の報告若しくは資料の 求められた報告若しくは資料の提出を

《課徴金免除通知》

18) これと併せて当該事業者に対し、文書を 業者がした違反行為に係る事件について 規定により課徴金の納付を命じないこと もつてその旨を通知するものとする。 正取引委員会規則で定めるときまでに)、 による命令をしない場合にあつては、公 規定による命令をする際に(同項の規定 当該事業者以外の事業者に対し第一項の としたときは、同項の規定に該当する事 (旧③) 公正取引委員会は、第十項の

《課徴金納付命令前に罰金の刑が確定した場

四項から第九項まで、第十一項又は第する確定裁判があるときは、第一項、第いて、当該事業者に対し、罰金の刑に処 罰金額の二分の一に相当する金額を超え 第十二項の規定により計算した額が当該 四項から第九項まで、第十一項若しくは とするものとする。ただし、第一項、第相当する金額を控除した額を課徴金の額 ないとき、又は当該控除後の額が百万円 て、その額から当該罰金額の二分の一に 十二項の規定により計算した額に代え は第四項の場合において、同一事件につ (旧⑭) 公正取引委員会は、第一項又

提出をしたこと

三 当該事業者がした当該違反行為に係 業者に対し(当該事業者が第十三項の る事件において、当該事業者が他の事 反行為をやめることを妨害していたこ 行為をすることを強要し、又は当該違 事業者に対し)第一項に規定する違反 れか一以上の事業者が、当該事業者及 の提出を行つた他の事業者のうちいず た者であるときは、当該事業者及び当 規定による報告及び資料の提出を行つ 資料の提出を行つた他の事業者以外の び当該事業者と共同して当該報告及び 該事業者と共同して当該報告及び資料

《課徴金の納付義務》

② (旧⑪) 第一項又は第四項の規定によ る命令を受けた者は、第一項、第四項か 納付しなければならない。 第十九項の規定により計算した課徴金を ら第九項まで、第十一項、第十二項又は

《端数の切捨て》

② (旧®) 第一項、第四項から第九項まで、 の端数があるときは、その端数は、切り 第十一項、第十二項又は第十九項の規定 により計算した課徴金の額に一万円未満

《違反行為をした法人が合併により消滅した 場合》

図(旧⑨) 第一項、第二項又は第四項に 規定する違反行為をした事業者が法人で 行為並びに当該法人が受けた第一項(第 り消滅したときは、当該法人がした違反 ある場合において、当該法人が合併によ 二項において読み替えて準用する場合を

《罰金との調整により課徴金納付命令をしな 未満であるときは、この限りでない。

⑩ (旧⑮) 前項ただし書の場合において 命ずることができない。 は、公正取引委員会は、課徴金の納付を

《罰金との調整により課徴金納付命令をしな い旨の通知》

②〔旧⑥〕 公正取引委員会は、前項の規 定により課徴金の納付を命じない場合に は、罰金の刑に処せられた事業者に対し、

令等」という。) は、合併後存続し、又 審決(以下この項及び次項において「命 知並びに第五十一条第二項の規定による 第十八項及び第二十一項の規定による通 なして、前各項及び次項の規定を適用す より設立された法人が受けた命令等とみ 行為及び当該合併後存続し、又は合併に は合併により設立された法人がした違反 含む。)及び第四項の規定による命令、

《違反行為をした法人が調査開始日以後に事 業譲渡等をしたうえで消滅した場合》 第一項、第二項又は第四項に規定する

違反行為をした事業者が法人である場合

読み替えて準用する場合を含む。)の規 承継子会社等が受けた命令等とみなし る事件についての調査開始日以後におい 定による命令を受けた他の特定事業承継 同じ。)に対し、この項(次項において する特定事業承継子会社等をいう。以下 定事業承継子会社等(第二十五項に規定 いて読み替えて準用する場合を含む。 業の全部若しくは一部を承継した子会社 該法人がした違反行為及び当該法人が受 会社等に対して分割により当該違反行為 始日以後においてその一又は二以上の子 該違反行為に係る事件についての調査開 当該違反行為に係る事業の全部を譲渡 てその一又は二以上の子会社等に対して において、当該特定事業承継子会社等が に係る事業の全部を承継させ、かつ、 において、当該法人が当該違反行為に係 一以上あるときは、第一項(第二項にお 部を譲り受け、又は分割により当該事 た命令等は、当該事業の全部若しくは 以外の事由により消滅したときは、 「当該事業者に対し」とあるのは「特 (以下「特定事業承継子会社等」とい 前各項の規定を適用する。この場合 又は当該法人(会社に限る。)が当 がした違反行為及び当該特定事業

的に制限すること。

帯して」とする を受けた他の特定事業承継子会社等と連 継子会社等は、これらの規定による命令 た者は」とあるのは「受けた特定事業承 等と連帯して」と、第二十二項中「受け る命令を受けた他の特定事業承継子会社 該事業者に対し」とあるのは「特定事業 承継子会社等に対し、この項の規定によ 子会社等と連帯して」と、第四項中「当

《合併、事業譲渡等の場合の課徴金の免除又 は減額に係る事項の政令への委任》

項から第十二項までの規定の適用に関し 必要な事項は、政令で定める。 (旧②) 前二項の場合において、 第十

《除斥期間》

課徴金の納付を命ずることができない。 公正取引委員会は、当該違反行為に係る 終了した日から五年を経過したときは、 違反行為については、違反行為期間)の (旧②) 実行期間(第四項に規定する

第三章 事業者団体

【事業者団体に対する規制】

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれ かに該当する行為をしてはならない。 一定の取引分野における競争を実質

二 第六条に規定する国際的協定又は国 際的契約をすること。 一定の事業分野における現在又は将

来の事業者の数を制限すること。

能又は活動を不当に制限すること。 ある事業者をいう。以下同じ。)の機 構成事業者(事業者団体の構成員で 事業者に不公正な取引方法に該当す

【排除措置命令】

る行為をさせるようにすること。

第八条の二 前条の規定に違反する行為が 第二節に規定する手続に従い、事業者団 あるときは、公正取引委員会は、第八章

とあるのは「行つた特定事業者」と、「

のいずれかに該当する」とあるのは「第

号に該当し、かつ、第二号又は第三号

号に該当する」と、「行つた事業者」

あるのは「二以上の特定事業者」と、「第

特定事業者」と、「二以上の事業者」と

の事業者」とあるのは「一の特定事業者」

の解散その他当該行為の排除に必要な措 体に対し、当該行為の差止め、当該団体

置を命ずることができる。 違反する行為に準用する。 第七条第二項の規定は、前条の規定に

ために必要な措置を命ずることができ 第七条第二項に規定する措置を確保する 五十九条第二項において同じ。)に対し 事業者を含む。第二十六条第一項及び第 の者が構成事業者である場合には、当該 行為を行う役員、従業員、代理人その他 構成事業者(事業者の利益のためにする 当該団体の役員若しくは管理人又はその は、第八章第二節に規定する手続に従い、 において、特に必要があると認めるとき 七条第二項に規定する措置を命ずる場合 し、第一項又は前項において準用する第 ても、第一項又は前項において準用する 公正取引委員会は、事業者団体に対

【課徴金納付命令】

第八条の三 第七条の二第一項、第三項 第五項中「当該事業者」とあるのは 定事業者」という。)に対し」と、同条 事業者を含む。以下この条において「特 の者が構成事業者である場合には、当該 行為を行う役員、従業員、代理人その他 構成事業者(事業者の利益のためにする に対し」とあるのは「当該事業者団体の のは「事業者団体が」と、「当該事業者 第七条の二第一項中「事業者が」とある れた場合に準用する。この場合において、 に限る。) の規定に違反する行為が行わ る国際的協定又は国際的契約をする場合 当な取引制限に該当する事項を内容とす 為をする場合に限る。)又は第二号(不 条第一号(不当な取引制限に相当する行 及び第三号を除く。)、第二十二項 第五項、第六項(ただし書を除く。) 十項から第十八項まで(第十三項第二号 |十三項及び第二十七項の規定は、第八

> るのは「の実行としての事業活動をやめ 該事業者」とあるのは「当該特定事業者」 当な取引制限に相当する行為をする場合 あるのは「の実行としての事業活動をし 業者」とあるのは「当該違反行為をした 者」と、「をしていた」とあるのは「の 該違反行為をした事業者団体の特定事業 該違反行為をした事業者」とあるのは「当 とあるのは「、第五項又は第六項」と、「当 事業活動をしていた」と、同条第十一項 業者」とあるのは「納付すべき特定事業 活動」と、同条第十項中「納付すべき事 た者(当該違反行為の実行としての事業 該特定事業者」と、同条第六項本文中「当 規定に違反する行為をした事業者団体の 又は国際的契約をする場合に限る。)の の部分中「第一項に規定する違反行為を ていた」と、同条第十三項各号列記以外 五項から第九項まで」とあるのは「、第 事業者団体の特定事業者」と、「又は第 同条第十二項中「当該違反行為をした事 実行としての事業活動をしていた」と、 事業者」と、「又は第五項から第九項まで」 中「当該事業者」とあるのは「当該特定 していた」とあるのは「の実行としての した事業者団体の特定事業者」と、「を た事業者」とあるのは「当該違反行為を 該特定事業者」と、「当該違反行為をし 者」と、「当該事業者」とあるのは「当 と、「をやめた者(当該違反行為」とあ に限る。)又は第二号(不当な取引制限 した事業者」とあるのは「次条第一号(不 五項又は第六項」と、「をしていた」と に該当する事項を内容とする国際的協定

期間)」とあるのは「実行期間」と読み は「の実行としての事業活動をやめる」 活動を行う」と、「をやめる」とあるの 第十二項又は第十九項」とあるのは「又 項又は第四項」とあるのは「第一項」と よる報告」と、同条第二十二項中「第 とあるのは「行つた同項第一号の規定に は「特定事業者」と、「した違反行為 と、同条第十八項中「事業者」とあるの のは「当該違反行為の実行としての事業 あるのは「以外の特定事業者」と、「第 該特定事業者」と、「以外の事業者」と あるのは「当該事業者団体がした」と、「対 定事業者」と、「当該事業者がした」と とあるのは「他の特定事業者」と、「一 者」と、「及び当該事業者」とあるのは 該事業者」とあるのは「、当該特定事業 業者(当該事業者」とあるのは「当該特 のは「行つた特定事業者」と、「当該事 業者」と、同条第十五項及び第十六項中 あるのは「二以上の特定事業者」と、「事 規定する違反行為については、違反行為 同条第二十七項中「実行期間(第四項に 五項、第六項」と、「、第十二項又は第 四項から第九項まで」とあるのは「第 は第十二項」と、同条第二十三項中「第 るのは「同項、第五項、第六項」と、「、 以上の事業者」とあるのは「一以上の特 定事業者(当該特定事業者」と、「、当 同条第十七項中「行つた事業者」とある 業者の」 とあるのは「特定事業者の」 と 替えるものとする。 十九項」とあるのは「又は第十二項」と 「第一項、第四項から第九項まで」とあ 「事業者」とあるのは「特定事業者」と、 - 及び当該特定事業者」と、「他の事業者」 当該事業者」とあるのは「当該特定事 項に規定する違反行為をする」とある (当該事業者」とあるのは「対し(当 同項第一号中「二以上の事業者」と

第三章の二 独占的状態

第八条の四 独占的状態があるときは、公 ない。 る商品若しくは役務の供給に要する費用 の措置が講ぜられる場合は、この限りで れる場合及び当該商品又は役務について国際競争力の維持が困難になると認めら 模が縮小し、経理が不健全になり、又は の著しい上昇をもたらす程度に事業の規 正取引委員会は、第八章第二節に規定す 競争を回復するに足りると認められる他 により、当該事業者につき、その供給す 命ずることができる。ただし、当該措置 て競争を回復させるために必要な措置を 部の譲渡その他当該商品又は役務につい る手続に従い、事業者に対し、事業の一

- に基づき、当該事業者及び関連事業者の るに当たつては、次の各号に掲げる事項 て配慮しなければならない。 に雇用されている者の生活の安定につい 事業活動の円滑な遂行並びに当該事業者 公正取引委員会は、前項の措置を命ず
- 資産及び収支その他の経理の状況 役員及び従業員の状況
- 他の立地条件 工場、事業場及び事務所の位置その

事業設備の状況

七 六 生産、販売等の能力及び状況 Ŧī. の内容及び技術上の特質 特許権、商標権その他の無体財産権 資金、原材料等の取得の能力及び状

第四章 分割、 株式の保有、役員の兼任、合併、 株式移転及び事業の譲受け

八 商品又は役務の供給及び流通の状況

【事業支配力過度集中の規制】

第九条 他の国内の会社の株式(社員の持

会社の総資産の額に対する割合が百分 るときは、その価額)の合計額の当該 借対照表において別に付した価額があ となる会社は、これを設立してはならな により事業支配力が過度に集中すること 分を含む。以下同じ。)を所有すること

- つてはならない。
- 事業分野においてそれぞれ有力な地位を らの会社が相互に関連性のある相当数の 的事業規模が相当数の事業分野にわたつ 集中すること」とは、会社及び子会社そ 促進の妨げとなることをいう。 な影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の 占めていることにより、国民経済に大き する影響力が著しく大きいこと又はこれ 金に係る取引に起因する他の事業者に対 て著しく大きいこと、これらの会社の資 動を支配している他の国内の会社の総合 の他当該会社が株式の所有により事業活 前二項において「事業支配力が過度に
- ④ (旧⑤) 次に掲げる会社は、当該会社 計金額をいう。以下この項において同 委員会規則で定める方法による資産の合 及びその子会社の総資産の額(公正取引 社である場合は、この限りでない。 公正取引委員会に提出しなければならな 及びその子会社の事業に関する報告書を 会規則で定めるところにより、当該会社 終了の日から三月以内に、公正取引委員 める金額を超える場合には、毎事業年度 額を下回らない範囲内において政令で定 た額が、それぞれ当該各号に掲げる金 引委員会規則で定める方法により合計し じ。) で国内の会社に係るものを公正取 い。ただし、当該会社が他の会社の子会 子会社の株式の取得価額(最終の貸

- 有することにより国内において事業支配 他の国内の会社の株式を取得し、又は所 力が過度に集中することとなる会社とな 会社(外国会社を含む。以下同じ。)は、

株会社」という。) 六千億円 の五十を超える会社(次号において「持

- 二 銀行業、保険業又は第一種金融商品 取引業(金融商品取引法(昭和二十三) じ。)を営む会社(持株会社を除く。) う。次条第三項及び第四項において同 に規定する第一種金融商品取引業をい 年法律第二十五号) 第二十八条第一項
- 三 前二号に掲げる会社以外の会社
- とみなす。 る他の国内の会社は、当該会社の子会社 他の国内の会社をいう。この場合におい 社がその総株主の議決権の過半数を有す 会社又は会社の一若しくは二以上の子会 がその総株主の議決権の過半数を有する 前二項において「子会社」とは、会社 会社及びその一若しくは二以上の子
- り発行者に対抗することができない株式 式等の振替に関する法律第百四十七条第 の子会社が有する議決権には、社債、 決権並びに会社及びその一若しくは二 上の子会社又は会社の一若しくは二以上 に係る議決権を含むものとする。 前項の場合において、会社が有する議 項又は第百四十八条第一項の規定によ
- ⑦(旧⑥) 新たに設立された会社は、当 設立の日から三十日以内に、その旨を公 該会社がその設立時において第四項に規 正取引委員会に届け出なければならな 委員会規則で定めるところにより、その 定する場合に該当するときは、公正取引

【会社による株式の取得及び所有の規制】

《違反要件》

は所有することにより、一定の取引分野会社は、他の会社の株式を取得し、又 なる場合には、当該株式を取得し、又は における競争を実質的に制限することと

所有してはならない。 法により他の会社の株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方

| 会社であつて、その国内売上高(国内《届出義務》

の最終事業年度における合計額として公

において供給された商品及び役務の価額

以下同じ。)と当該会社が属する企業結 金額を超えるもの(以下この条において その国内売上高と当該他の会社の子会社 るもの(以下この条において「株式取得 り合計した額(以下「国内売上高合計 を公正取引委員会規則で定める方法によ を含む。以下この条において同じ。)そ 組合(外国における組合に相当するもの 社(当該会社及び当該会社の子会社を除 子会社でないもの及び当該親会社の子会 合集団(会社及び当該会社の子会社並び 正取引委員会規則で定めるものをいう 該取得の後において所有することとなる む。)において、当該株式取得会社が当 の株式の取得をさせようとする場合を含 る場合において、受託者に株式発行会社 について受託者に指図を行うことができ することができる場合又は議決権の行使 託者若しくは受益者となり議決権を行使 の信託に係る株式について、自己が、委 をしようとする場合(金銭又は有価証券 下回らない範囲内において政令で定める める方法により合計した額が五十億円を の国内売上高を公正取引委員会規則で定 会社」という。)は、他の会社であつて、 範囲内において政令で定める金額を超え 額」という。)が二百億円を下回らない 下この条において同じ。)の国内売上高 の他これらに類似する事業体をいう。 に属する当該会社以外の会社等(会社、 に当該会社の親会社であつて他の会社の 当該株式発行会社の株式に係る議決権の |株式発行会社」という。) の株式の取得 。)から成る集団をいう。以下同じ。

> 割合が、百分の二十を下回らない範囲内 場合は、この限りでない。 場合として公正取引委員会規則で定める あらかじめ届出を行うことが困難である 員会に届け出なければならない。ただし 該株式の取得に関する計画を公正取引委 則で定めるところにより、あらかじめ当 ることとなるときは、公正取引委員会規 ところにより、それぞれの数値)を超え を定めた場合にあつては、政令で定める 発行会社の総株主の議決権の数に占める の数とを合計した議決権の数の当該株式 る当該株式発行会社の株式に係る議決権 会社以外の会社等」という。)が所有す 合集団に属する当該株式取得会社以外の 数と、当該株式取得会社の属する企業結 において政令で定める数値(複数の数値 会社等(第四項において「当該株式取得

係る議決権》

取得会社が第一種金融商品取引業を営む 第二項において同じ。)の株式の取得を 会社その他公正取引委員会規則で定める の国内の会社(銀行業又は保険業を営む 社を除く。次項並びに次条第一項及び第 険業を営む会社(保険業を営む会社にあ 者に指図を行うことができるものに限 が行使し、又はその行使について受託 る株式に係る議決権(委託者又は受益者 決権には、金銭又は有価証券の信託に係 となる当該株式発行会社の株式に係る議 社が当該取得の後において所有すること ととなる株式に係る議決権及び当該株式 会社が当該取得の後において所有するこ しようとする場合における当該株式取得 会社を除く。次項並びに次条第一項及び 会社であり、かつ、 二項において同じ。)であり、かつ、 つては、公正取引委員会規則で定める会 前項の場合において、当該株式取得会 当該株式取得会社が銀行業又は保 業務として株式の取

得をしようとする場合における当該株式 初得会社が当該取得の後において所有す 取得会社が当該取得の後において所有す なこととなる株式に係る議決権で合むものとする。

る株式に係る議決権》《企業結合集団に属する他の会社等が所有す

項の規定により発行者に対抗することが 百四十七条第一項又は第百四十八条第 及び社債、株式等の振替に関する法律第 使について指図を行うことができるもの 株式に係る議決権で、自己が、委託者若 のとし、金銭又は有価証券の信託に係る 所有する株式に係る議決権を含まないも 株式取得会社以外の会社等が業務として 引業を営む会社である場合における当該 得会社以外の会社等が第一種金融商品取 会社の株式に係る議決権及び当該株式取 会社以外の会社等が所有する他の国内の む会社である場合における当該株式取得 社以外の会社等が銀行業又は保険業を営 ができるものに限る。)、当該株式取得会 の行使について受託者に指図を行うこと 権(委託者又は受益者が行使し、又はそ は有価証券の信託に係る株式に係る議決 行会社の株式に係る議決権には、金銭又 会社以外の会社等が所有する当該株式発 できない株式に係る議決権を含むものと しくは受益者として行使し、又はその行 第二項の場合において、当該株式取得

又は所有》 《会社の子会社である組合による株式の取得

り議決権を行使することができる場合又

は議決権の行使について受託者に指図を

員の全員が、委託者若しくは受益者とな

組合財産に属する金銭又は有価証券の信 組合の組合財産に株式発行会社の株式が が、そのすべての株式の取得をしようと 親会社(当該組合に二以上の親会社があ り議決権を行使することができる場合又 員の全員が、委託者若しくは受益者とな 限る。以下この項において同じ。)の組 基づいて設立された団体であつてこれら る有限責任事業組合並びに外国の法令に 第二条第二項に規定する投資事業有限責 託に係る株式について、当該組合の組合 属する場合(会社の子会社である組合の するものとみなし、会社の子会社である ものをいう。以下この項において同じ。 うち他のすべての親会社の子会社である る場合にあつては、当該組合の親会社の とする場合を含む。)には、当該組合の は議決権の行使について受託者に指図を 会社の株式の取得をしようとする場合 この項において同じ。)として株式発行 合員(特定組合類似団体の構成員を含む。 いて「特定組合類似団体」という。) の組合に類似するもの(以下この項にお 成十七年法律第四十号)第二条に規定す 任組合(次条第一項第四号において単に 立する組合、投資事業有限責任組合契約 条第一項に規定する組合契約によつて成 行うことができる場合において、受託者 以下この項において同じ。)が組合財産 有限責任事業組合契約に関する法律(平 に株式発行会社の株式の取得をさせよう (金銭又は有価証券の信託に係る株式に (特定組合類似団体の財産を含む。 に関する法律(平成十年法律第九十号) 二十九年法律第八十九号)第六百六十七 「投資事業有限責任組合」という。) 及び 会社の子会社である組合(民法(明治 いて、会社の子会社である組合の組合 以下

当該組合の親会社が、そのすべての株式 定を適用する。 行うことができる場合を含む。)には、 を所有するものとみなして、 第二項の規

《子会社の定義》

会社等の経営を支配している会社として る株式会社その他の当該会社がその経営 員会規則で定めるものをいう。 を支配している会社等として公正取引委 社がその総株主の議決権の過半数を有す 《親会社の定義》 第二項及び第五項の「親会社」とは、 第二項及び前項の「子会社」とは、会

第二項の規定による届出を行つた会社

公正取引委員会規則で定めるものをい

当該期間を短縮することができる。 までは、当該届出に係る株式の取得をし 場合においては、前項の届出受理の日か 報告、情報又は資料の提出(以下この項 社に対してそれぞれの期間内に公正取引 間又は同項ただし書の規定により短縮さ の規定による通知をしなければならな 株式取得会社に対し、第四十九条第五項 とのいずれか遅い日までの期間)内に、 等を受理した日から九十日を経過した日 ら百二十日を経過した日とすべての報告 において「報告等」という。)を求めた 委員会規則で定めるところにより必要な れた期間(公正取引委員会が株式取得会 得に関し必要な措置を命じようとする場 てはならない。ただし、公正取引委員会 の規定により当該届出に係る株式の取 公正取引委員会は、第十七条の二第一 。 ただし、 その必要があると認める場合には 届出受理の日から三十日を経過する 前項本文に規定する三十日の期 次に掲げる場合は、

> ることとされている期限までに行われ 重要な事項が当該計画において行われ 計画のうち、第一項の規定に照らして 当該届出に係る株式の取得に関する

記載があつた場合 計画のうち、重要な事項につき虚偽の 当該届出に係る株式の取得に関する

《計画のうち重要な事項が行われなかった場 合の事前通知期限》

第一項の規定により当該届出に係る株式 ない。以内に前項本文の通知をしなければなら るときは、同号の期限から起算して一年 の取得に関し必要な措置を命じようとす いて、公正取引委員会は、第十七条の一 前項第一号の規定に該当する場合にお

【銀行業又は保険業を営む会社による議

第十一条 銀行業又は保険業を営む会社 てはならない。ただし、公正取引委員会 主の議決権の百分の五(保険業を営む会は、他の国内の会社の議決権をその総株 の限りでない。 の各号のいずれかに該当する場合は、こ 正取引委員会の認可を受けた場合及び次 規則で定めるところによりあらかじめ公 には、その議決権を取得し、又は保有し 同じ。)を超えて有することとなる場合 社にあつては、百分の十。次項において

- により議決権を取得し、又は保有する より株式を取得し、又は所有すること 担保権の行使又は代物弁済の受領に
- 二 他の国内の会社が自己の株式の取得 権の割合が増加した場合 決権に占める所有する株式に係る議決 を行つたことにより、その総株主の議
- 三 金銭又は有価証券の信託に係る信託 財産として株式を取得し、又は所有す ることにより議決権を取得し、又は保

有する場合

四 投資事業有限責任組合の有限責任組 ら政令で定める期間を超えて当該議決 当該議決権を有することとなつた日か 員に指図を行うことができる場合及び 投資事業有限責任組合の無限責任組合 決権の行使について有限責任組合員が 決権を行使することができる場合、議 る場合。ただし、有限責任組合員が議 とにより議決権を取得し、又は保有す として株式を取得し、又は所有するこ 組合員」という。)となり、組合財産 合員(以下この号において「有限責任 権を保有する場合を除く。

五 民法第六百六十七条第一項に規定す る組合(一人又は数人の組合員にその ら前号の政令で定める期間を超えて当 者に指図を行うことができる場合及び 執行組合員が業務の執行を委任された る場合、議決権の行使について非業務 組合員が議決権を行使することができ は保有する場合。ただし、非業務執行 組合財産として株式を取得し、又は所 る。)の組合員(業務の執行を委任さ 業務の執行を委任しているものに限 営むことを約するものによつて成立す る組合契約で会社に対する投資事業を 該議決権を保有する場合を除く。 当該議決権を有することとなつた日か 有することにより議決権を取得し、又 れた者を除く。以下この号において 「非業務執行組合員」という。) となり、

六 前各号に掲げる場合のほか、他の国 で定める場合 がない場合として公正取引委員会規則 内の会社の事業活動を拘束するおそれ

外の委託者又は受益者が議決権を行使す 当該議決権を取得し、又は保有する者以 ることができる場合及び議決権の行使に の場合(同項第三号の場合にあつては、 前項第一号から第三号まで及び第六号

とを条件としなければならない。 る公正取引委員会の認可は、同項第三号 該議決権を保有しようとするときは、公 指図を行うことができる場合を除く。) 会社が当該議決権を速やかに処分するこ 受けなければならない。この場合におけ 正取引委員会規則で定めるところによ の総株主の議決権の百分の五を超えて有 の場合を除き、銀行業又は保険業を営む することとなつた日から一年を超えて当 において、他の国内の会社の議決権をそ ついて当該委託者又は受益者が受託者に 公正取引委員会は、前二項の認可をし

あらかじめ公正取引委員会の認可を

第十三条 会社の役員又は従業員(継続し 己と国内において競争関係にある他の会 競争を実質的に制限することとなる場合 同じ。)は、他の会社の役員の地位を兼 ることを認めるべきことを強制してはな の従業員がその会社の役員の地位を兼ね 若しくは従業員の地位を兼ね、又は自己 社に対し、自己の役員がその会社の役員 には、当該役員の地位を兼ねてはならな ねることにより一定の取引分野における 員以外の者をいう。以下この条において て会社の業務に従事する者であつて、役 会社は、不公正な取引方法により、自

【会社以外の者による株式の取得及び所 有の規制

第十四条 会社以外の者は、会社の株式を 取得し、又は所有することにより一定の 取引分野における競争を実質的に制限す ることとなる場合には、当該株式を取得

第十二条 削除

【役員兼任の規制】

長官に委任する。

ようとするときは、あらかじめ内閣総理

大臣に協議しなければならない。

前項の内閣総理大臣の権限は、金融庁

又は所有してはならない。 な取引方法により会社の株式を取得し、 し、又は所有してはならず、及び不公正

【合併の規制】

第十五条 会社は、次の各号のいずれかに 該当する場合には、合併をしてはならな 当該合併によつて一定の取引分野に

- おける競争を実質的に制限することと
- 二 当該合併が不公正な取引方法による ものである場合
- 計画を公正取引委員会に届け出なければ ろにより、あらかじめ当該合併に関する きは、公正取引委員会規則で定めるとこ 内において政令で定める金額を超えると のうち、いずれか一の会社に係る国内売 ならない。ただし、すべての合併会社が 上高合計額が五十億円を下回らない範囲 内において政令で定める金額を超え、か 上高合計額が二百億円を下回らない範囲 下この条において「合併会社」という。) いて、当該合併をしようとする会社(以 つ、他のいずれか一の会社に係る国内売 会社は、合併をしようとする場合にお 一の企業結合集団に属する場合は、こ
- 項及び第十項中「株式の取得」とあるの 用する。この場合において、第十条第八 制限及び公正取引委員会がする第十七条 社」とあるのは「が合併会社のうち少な とあるのは「合併」と、「が株式取得会 は「合併」と、同条第九項中「株式の取得」 の二第一項の規定による命令について準 は、前項の規定による届出に係る合併の くとも一の会社」と、「、株式取得会社」 第十条第八項から第十項までの規定 合併会社」と読み替える
- 第十五条の二 会社は、次の各号のいずれ 【共同新設分割及び吸収分割の規制】

社が他の会社と共同してする新設分割をかに該当する場合には、共同新設分割(会 をしてはならない。 いう。以下同じ。)をし、又は吸収分割

- を実質的に制限することとなる場合 が不公正な取引方法によるものである によつて一定の取引分野における競争 当該共同新設分割又は当該吸収分割 当該共同新設分割又は当該吸収分割
- · 員す出ますればならない。ただし、す新設分割に関する計画を公正取引委員会 当するときは、公正取引委員会規則で定 場合において、次の各号のいずれかに該 この限りでない。 が同一の企業結合集団に属する場合は、 べての共同新設分割をしようとする会社 めるところにより、あらかじめ当該共同 会社は、共同新設分割をしようとする
- 五十億円を下回らない範囲内において 他のいずれか一の会社(全部承継会社 社のうち、いずれか一の会社(当該共 政令で定める金額を超えるとき。 に限る。) に係る国内売上高合計額が おいて政令で定める金額を超え、かつ、 計額が二百億円を下回らない範囲内に いう。) に限る。) に係る国内売上高合 下この項において「全部承継会社」と の全部を承継させようとするもの(以 同新設分割で設立する会社にその事業 当該共同新設分割をしようとする会
- 二 当該共同新設分割をしようとする会 この項において「重要部分承継会社」 他のいずれか一の会社(当該共同新設 継会社に限る。)に係る国内売上高合 社のうち、いずれか一の会社(全部承 という。) に限る。) の当該承継の対象 部分を承継させようとするもの(以下 分割で設立する会社にその事業の重要 おいて政令で定める金額を超え、かつ、 計額が二百億円を下回らない範囲内に

回らない範囲内において政令で定める 部分に係る国内売上高が三十億円を下 金額を超えるとき。

- 三 当該共同新設分割をしようとする会 超えるとき(前号に該当するときを除 に係る国内売上高が百億円を下回らな 会社に限る。)の当該承継の対象部分 他のいずれか一の会社(重要部分承継 おいて政令で定める金額を超え、かつ、 計額が五十億円を下回らない範囲内に 継会社に限る。)に係る国内売上高合 社のうち、いずれか一の会社(全部承 い範囲内において政令で定める金額を
- 四 当該共同新設分割をしようとする会 当該承継の対象部分に係る国内売上高 会社(重要部分承継会社に限る。)の 金額を超え、かつ、他のいずれか一の 回らない範囲内において政令で定める 象部分に係る国内売上高が百億円を下 分承継会社に限る。) の当該承継の対 社のうち、いずれか一の会社(重要部 て政令で定める金額を超えるとき。 が三十億円を下回らない範囲内にお
- るときは、公正取引委員会規則で定める 結合集団に属する場合は、この限りでな 収分割をしようとする会社が同一の企業 なければならない。ただし、すべての吸 に関する計画を公正取引委員会に届け出 ところにより、あらかじめ当該吸収分割 において、次の各号のいずれかに該当す 会社は、吸収分割をしようとする場合
- に限る。)に係る国内売上高合計額が 部を承継させようとするもの(次号 の会社(当該吸収分割でその事業の全 うち、分割をしようとするいずれか一 政令で定める金額を超え、かつ、分割 において「全部承継会社」という。) 二百億円を下回らない範囲内において 当該吸収分割をしようとする会社の

二 当該吸収分割をしようとする会社の

る金額を超えるとき。

下回らない範囲内において政令で定め

に係る国内売上高合計額が五十億円を

によつて事業を承継しようとする会社

の会社(全部承継会社に限る。)に係 うち、分割をしようとするいずれか一

内において政令で定める金額を超える 高合計額が二百億円を下回らない範囲 承継しようとする会社に係る国内売上 額を超え、かつ、分割によつて事業を らない範囲内において政令で定める金 る国内売上高合計額が五十億円を下回

- - 三 当該吸収分割をしようとする会社の うち、分割をしようとするいずれか一 おいて政令で定める金額を超えると 計額が五十億円を下回らない範囲内に 超え、かつ、分割によつて事業を承継 に係る国内売上高が百億円を下回らな う。) に限る。) の当該分割の対象部分 号において「重要部分承継会社」とい 要部分を承継させようとするもの(次 の会社(当該吸収分割でその事業の重 とき (前号に該当するときを除く。)。 しようとする会社に係る国内売上高合 い範囲内において政令で定める金額を
- 四 当該吸収分割をしようとする会社の うち、分割をしようとするいずれか一 定める金額を超えるとき(前号に該当 門を下回らない範囲内において政令で 会社に係る国内売上高合計額が二百億 高が三十億円を下回らない範囲内にお の当該分割の対象部分に係る国内売上 の会社(重要部分承継会社に限る。) するときを除く。)。 分割によつて事業を承継しようとする いて政令で定める金額を超え、かつ、
- 新設分割及び吸収分割の制限並びに公正 は、前二項の規定による届出に係る共同 第十条第八項から第十項までの規定

式の取得」とあるのは「共同新設分割又 分割又は吸収分割」と、同条第九項中「株 場合において、第十条第八項及び第十項 規定による命令について準用する。この 取引委員会がする第十七条の二第一項の する会社」と読み替えるものとする。 をしようとし、又は吸収分割をしようと うち少なくとも一の会社」と、「、株式 あるのは「が共同新設分割ををしようと は吸収分割」と、「が株式取得会社」と 中「株式の取得」とあるのは「共同新設 取得会社」とあるのは「、共同新設分割 し、又は吸収分割をしようとする会社の

【共同株式移転の規制】

第十五条の三 会社は、次の各号のいずれ 社が他の会社と共同してする株式移転を かに該当する場合には、共同株式移転(会 引分野における競争を実質的に制限す ることとなる場合 当該共同株式移転によつて一定の取 当該共同株式移転が不公正な取引方 以下同じ。)をしてはならない。

うとする会社のうち、いずれか一の会社 る会社が同一の企業結合集団に属する場 員会に届け出なければならない。ただ 共同株式移転に関する計画を公正取引委 額を超え、かつ、他のいずれか一の会社 回らない範囲内において政令で定める金 場合において、当該共同株式移転をしよ で定めるところにより、あらかじめ当該 額を超えるときは、公正取引委員会規則 回らない範囲内において政令で定める金 に係る国内売上高合計額が二百億円を下 に係る国内売上高合計額が五十億円を下 会社は、共同株式移転をしようとする 法によるものである場合 すべての共同株式移転をしようとす この限りでない

式移転の制限及び公正取引委員会がする 第十条第八項から第十項までの規定 前項の規定による届出に係る共同株

> ものとする。 株式取得会社」とあるのは「、共同株式 会社のうち少なくとも一の会社」と、 るのは「が共同株式移転をしようとする 株式移転」と、「が株式取得会社」とあ 九項中「株式の取得」とあるのは「共同 とあるのは「共同株式移転」と、同条第 十条第八項及び第十項中「株式の取得」 第十七条の二第一項の規定による命令に ついて準用する。この場合において、

【事業等の譲受けの規制】

第十六条 会社は、次に掲げる行為をする 争を実質的に制限することとなる場合に ことにより、一定の取引分野における競 てはならない。 正な取引方法により次に掲げる行為をし は、当該行為をしてはならず、及び不公

- 他の会社の事業の全部又は重要部分
- 二 他の会社の事業上の固定資産の全部 又は重要部分の譲受け
- 三 他の会社の事業の全部又は重要部分
- Ŧi. 四 他の会社の事業の全部又は重要部分 についての経営の受任 他の会社と事業上の損益全部を共通
- の固定資産(以下この条において「事業 内において政令で定める金額を超えるも とする会社が同一の企業結合集団に属す する会社及び当該事業等の譲渡をしよう 公正取引委員会に届け出なければならな 等」という。)の譲受けに関する計画を ころにより、あらかじめ事業又は事業上 合には、公正取引委員会規則で定めると のは、次の各号のいずれかに該当する場 上高合計額が二百億円を下回らない範囲 る場合は、この限りでない。 い。ただし、事業等の譲受けをしようと 会社であつて、その会社に係る国内売 にする契約の締結

しようとする場合

の譲受け」と、同条第九項中「株式の取とあるのは「事業又は事業上の固定資産 譲受けをしようとする会社」と読み替え あるのは「事業又は事業上の固定資産の 資産の譲受け」と、「株式取得会社」と 得」とあるのは「事業又は事業上の固定 第十条第八項及び第十項中「株式の取得」 について準用する。この場合において、 る第十七条の二第一項の規定による命令 の譲受けの制限及び公正取引委員会がす は、前項の規定による届出に係る事業等 第十条第八項から第十項までの規定

【脱法行為の禁止】

第十七条 何らの名義を以てするかを問わ ず、第九条から前条までの規定による禁 止又は制限を免れる行為をしてはならな

【排除措置命令】

一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十五条第一項、第十五条の二第第十五条の二第 ずることができる。 二節に規定する手続に従い、事業者に対 る行為を排除するために必要な措置を命 るときは、公正取引委員会は、第八章第 し、株式の全部又は一部の処分、事業の 一部の譲渡その他これらの規定に違反す 一項又は前条の規定に違反する行為があ

第九条第一項若しくは第二項、 第十三

える他の会社の事業の全部の譲受けを 範囲内において政令で定める金額を超 国内売上高が三十億円を下回らない 部の処分、会社の役員の辞任その他これ 行為があるときは、公正取引委員会は、 条、第十四条又は前条の規定に違反する 該違反行為者に対し、株式の全部又は一 第八章第二節に規定する手続に従い、当

二 他の会社の事業の重要部分又は事業 の譲受けをしようとする場合であつ 上の固定資産の全部若しくは重要部分 において政令で定める金額を超えると 売上高が三十億円を下回らない範囲内 て、当該譲受けの対象部分に係る国内

らの規定に違反する行為を排除するため

に必要な措置を命ずることができる。

【合併等の無効の訴え】

るものとする。

第十八条 公正取引委員会は、第十五条第 をした場合に準用する。この場合におい 反して会社が共同新設分割又は吸収分割 のは、「共同新設分割又は吸収分割の無 替えて準用する第十条第八項の規定に違 び第三項並びに同条第四項において読み 準用する第十条第八項の規定に違反して 無効の訴えを提起することができる。 会社が合併した場合においては、合併の て、前項中「合併の無効の訴え」とある 二項及び同条第三項において読み替えて 前項の規定は、第十五条の二第二項及

効の訴え」と読み替えるものとする。 効の訴え」とあるのは、「共同株式移転 この場合において、第一項中 の無効の訴え」と読み替えるものとする。 する第十条第八項の規定に違反して会社 及び同条第三項において読み替えて準用 が共同株式移転をした場合に準用する。 第一項の規定は、第十五条の三第二項 「合併の無

第五章 不公正な取引方法

【不公正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を 用いてはならない。

【排除措置命令】

第二十条 前条の規定に違反する行為があ 二節に規定する手続に従い、事業者に対 るときは、公正取引委員会は、第八章第 措置を命ずることができる。 その他当該行為を排除するために必要な し、当該行為の差止め、契約条項の削除

違反する行為に準用する。 【特定の共同取引拒絶を繰り返した場合 第七条第二項の規定は、前条の規定に

の課徴金納付命令】

第二十条の二 事業者が、次の各号のいず

らさかのぼつて三年間とする。)におけ 超えるときは、当該行為がなくなる日か くなる日までの期間(当該期間が三年を 規定する手続に従い、当該事業者に対 号に該当するものに限る。)をしたとき 規定に違反する行為(第二条第九項第 行為に係る行為について第七条の二第 ばならない。ただし、当該事業者が当該 限した事業者の競争者に対し当該事業者 品若しくは役務の数量若しくは内容を制 の供給を拒絶し、又はその供給に係る商 商品又は役務を含む。)、拒絶事業者がそ 号ロに規定する商品又は役務と同一の商 る他の事業者(以下この条において「拒 あつては、当該事業者が同号ロに規定す 供給を拒絶し、又はその供給に係る商品 る、当該行為において当該事業者がその れかに該当する者であつて、第十九条の 徴金を国庫に納付することを命じなけれ る。)を乗じて得た額に相当する額の課 る方法により算定した売上額に百分の三 当該同一の商品又は役務)の政令で定め 拒絶事業者が当該事業者に対し供給した が供給した当該同一の商品又は役務及び の商品又は役務を供給するために必要な 品又は役務(当該拒絶事業者が当該同 絶事業者」という。)に対し供給した同 又は役務(同号ロに規定する違反行為に イに規定する商品又は役務と同一の商品 若しくは役務の数量若しくは内容を制限 した事業者の競争者に対し供給した同号 (当該事業者が小売業を営む場合は百分 (同条第二項及び第八条の三において 当該行為をした日から当該行為がな 公正取引委員会は、第八章第二節に 卸売業を営む場合は百分の一とす

> 対付を命ずることができない。 金の額が百万円未満であるときは、 けたとき、又はこの条の規定による課徴 第五十一条第二項の規定による審決を受 は第二十一項の規定による通知若しくは しくは第七条の二第四項の規定による命 ら第二十条の五までにおいて同じ。) 若 読み替えて準用する場合を含む。次条か いて同じ。)、第七条の二第十八項若しく (当該命令が確定している場合に限 第二十条の四及び第二十条の五にお 、その

おいて同じ。 う。) からさかのぼり十年以内に、 決が確定している場合に限る。次号に じ。)を受けたことがある者(当該審 消す場合における第二条第九項第一 規定による審決(原処分の全部を取り が確定している場合に限る。次号にお 命令を受けたことがある者(当該命令 同じ。)若しくはこの条の規定による 条の規定による命令(第二条第九項第 の五までにおいて「調査開始日」とい 最初に行われた日(次条から第二十条 四十七条第一項第四号に掲げる処分が に係るものに限る。次号において同 いて同じ。)又は第六十六条第四項の 号に係るものに限る。次号において 当該行為に係る事件について第

内に、前条の規定による命令若しくは がある者又は第六十六条第四項の規定 この条の規定による命令を受けたこと 通知を受けた日からさかのぼり十年以 該事業者が当該違反行為について事前 分が行われなかつた場合において、 による審決を受けたことがある者 第四十七条第一項第四号に掲げる処

【特定の差別対価を繰り返した場合の課 徴金納付命令】

第二十条の三 事業者が、次の各号のいず 規定に違反する行為(第二条第九項第一 れかに該当する者であつて、第十九条の

> 納付を命ずることができない。 金の額が百万円未満であるときは、その けたとき、又はこの条の規定による課徴 第五十一条第二項の規定による審決を受 は第二十一項の規定による通知若しくは 合に限る。)、第七条の二第十八項若しく 該行為に係る行為について第七条の二第 ればならない。ただし、当該事業者が当 課徴金を国庫に納付することを命じなけ する。)を乗じて得た額に相当する額の 分の二、卸売業を営む場合は百分の一と める方法により算定した売上額に百分の 同号に規定する商品又は役務の政令で定 当該行為において当該事業者が供給した かのぼつて三年間とする。)における、 るときは、当該行為がなくなる日からさ る日までの期間(当該期間が三年を超え 当該行為をした日から当該行為がなくな 規定する手続に従い、当該事業者に対し 号に該当するものに限る。)をしたとき による命令(当該命令が確定している場 三(当該事業者が小売業を営む場合は百 項若しくは第四項若しくは次条の規定 公正取引委員会は、第八章第二節に

号において同じ。 項第二号に係るものに限る。次号にお 部を取り消す場合における第二条第九 第四項の規定による審決(原処分の全 次号において同じ。)又は第六十六条 規定による命令を受けたことがある者 号において同じ。)若しくはこの条の 条第九項第二号に係るものに限る。 該審決が確定している場合に限る。 いて同じ。)を受けたことがある者(当 (当該命令が確定している場合に限る。 調査開始日からさかのぼり十年以内 第二十条の規定による命令(第1

分が行われなかつた場合において、当第四十七条第一項第四号に掲げる処 通知を受けた日からさかのぼり十年以 該事業者が当該違反行為について事前

> 【特定の不当廉売を繰り返した場合の課 徴金納付命令] 規定による審決を受けたことがある者 内に、第二十条の規定による命令若し ことがある者又は第六十六条第四項の くはこの条の規定による命令を受けた

第二十条の四 事業者が、次の各号のいず 規定する手続に従い、当該事業者に対 号に該当するものに限る。) をしたとき る、当該行為において当該事業者が供給 らさかのぼつて三年間とする。)におけ 超えるときは、当該行為がなくなる日か くなる日までの期間(当該期間が三年を 規定に違反する行為(第二条第九項第三 れかに該当する者であつて、第十九条の 未満であるときは、その納付を命ずるこ この条の規定による課徴金の額が百万円 項の規定による審決を受けたとき、又は 規定による通知若しくは第五十一条第一 が当該行為に係る行為について第七条の なければならない。ただし、当該事業者 額の課徴金を国庫に納付することを命じ は百分の二、卸売業を営む場合は百分の 分の三(当該事業者が小売業を営む場合 で定める方法により算定した売上額に百 した同号に規定する商品又は役務の政令 一第一項若しくは第四項の規定による命 とする。)を乗じて得た額に相当する 当該行為をした日から当該行為がな 公正取引委員会は、第八章第二節に 同条第十八項若しくは第二十一項の

号において同じ。)若しくはこの条の 条第九項第三号に係るものに限る。次 第四項の規定による審決(原処分の全 規定による命令を受けたことがある者 部を取り消す場合における第二条第九 次号において同じ。)又は第六十六条 に、第二十条の規定による命令(第1 (当該命令が確定している場合に限る。 調査開始日からさかのぼり十年以内

号において同じ。 該審決が確定している場合に限る。次 いて同じ。) を受けたことがある者 (当 項第三号に係るものに限る。次号にお

【特定の再販売価格拘束を繰り返した場 規定による審決を受けたことがある者 ことがある者又は第六十六条第四項の くはこの条の規定による命令を受けた 内に、第二十条の規定による命令若し 通知を受けた日からさかのぼり十年以 該事業者が当該違反行為について事前 分が行われなかつた場合において、 第四十七条第一項第四号に掲げる処

合の課徴金納付命令】

第二十条の五 事業者が、次の各号のいず あるときは、その納付を命ずることがで 定による審決を受けたとき、又はこの条 項若しくは第四項の規定による命令、同 る。) を乗じて得た額に相当する額の課 の二、卸売業を営む場合は百分の一とす る方法により算定した売上額に百分の一 を超えるときは、当該行為がなくなる日 なくなる日までの期間(当該期間が三年 対し、当該行為をした日から当該行為が 節に規定する手続に従い、当該事業者に ときは、公正取引委員会は、第八章第二 第四号に該当するものに限る。)をした れかに該当する者であつて、第十九条 の規定による課徴金の額が百万円未満で よる通知若しくは第五十一条第二項の規 条第十八項若しくは第二十一項の規定に 行為に係る行為について第七条の二第 ばならない。ただし、当該事業者が当該 徴金を国庫に納付することを命じなけれ 給した同号に規定する商品の政令で定め ける、当該行為において当該事業者が供 からさかのぼつて三年間とする。)にお の規定に違反する行為(第二条第九項 (当該事業者が小売業を営む場合は百分

調査開始日からさかのぼり十年以内

部を取り消す場合における第二条第九 規定による命令を受けたことがある者 号において同じ。) 該審決が確定している場合に限る。 いて同じ。) を受けたことがある者 (当 項第四号に係るものに限る。次号にお 第四項の規定による審決(原処分の全 号において同じ。)若しくはこの条の 条第九項第四号に係るものに限る。 次号において同じ。)又は第六十六条 (当該命令が確定している場合に限る。 - 第二十条の規定による命令(第1

【特定の優越的地位濫用をした場合の課 徴金納付命令] 規定による審決を受けたことがある者 くはこの条の規定による命令を受けた 内に、第二十条の規定による命令若し ことがある者又は第六十六条第四項の 通知を受けた日からさかのぼり十年以 該事業者が当該違反行為について事前 分が行われなかつた場合において、 第四十七条第一項第四号に掲げる処

第二十条の六 事業者が、第十九条の規定 間(当該期間が三年を超えるときは、 員会は、第八章第二節に規定する手続に との間における政令で定める方法により た購入額とし、当該行為の相手方が複数 のである場合は当該行為の相手方との間 より算定した売上額(当該行為が商品又 手方との間における政令で定める方法に 年間とする。)における、当該行為の相 該行為がなくなる日からさかのぼつて三 た日から当該行為がなくなる日までの期 従い、当該事業者に対し、当該行為をし のに限る。)をしたときは、 該当するものであつて、継続してするも 算定した売上額又は購入額の合計額とす ある場合は当該行為のそれぞれの相手方 における政令で定める方法により算定し は役務の供給を受ける相手方に対するも に違反する行為(第二条第九項第五号に 公正取引委

> 命ずることができない。 が百万円未満であるときは、その納付を 命じなければならない。ただし、その額 する額の課徴金を国庫に納付することを る。) に百分の一を乗じて得た額に相当

第二十条の七 第七条の二第二十二項から 項、第二項又は第四項」とあるのは「第 の六まで」と、同条第二十五項中「第 各項及び次項」とあるのは「第二十条の 立された法人がした違反行為」と、「前 された法人が受けた命令等」とあるのは 当該合併後存続し、又は合併により設立 より設立された法人がした違反行為及び 下この項及び次項において「命令等」と 第五十一条第二項の規定による審決 及び第二十一項の規定による通知並びに 及び第四項の規定による命令、第十八項 おいて読み替えて準用する場合を含む。 びに当該法人が受けた第一項(第二項に 条の二から第二十条の六まで」と、 第二項又は第四項」とあるのは「第二十 まで」と、同条第二十四項中「第一項、 るのは「第二十条の二から第二十条の六 第十一項、第十二項又は第十九項」とあ 項中「第一項、第四項から第九項まで とあるのは「これら」と、同条第二十三 で、第十一項、第十二項又は第十九項 で」と、「第一項、第四項から第九項ま のは「第二十条の二から第二十条の六ま る。この場合において、第七条の二第 する違反行為が行われた場合に準用す は、第二十条の二から前条までに規定 第二十五項まで及び第二十七項の規定 び次項並びに第二十条の二から第二十条 七において読み替えて準用する前二項及 いう。)は、合併後存続し、又は合併に "は、合併後存続し、又は合併により設 【不当な取引制限等に係る規定の準用】 違反行為及び当該法人が受けた命令等 一十条の二から第二十条の六まで」と 一十二項中「第一項又は第四項」とある

> 業承継子会社等が受けた命令等」とある の二から第二十条の六までの規定中 とあり、及び「違反行為及び当該特定事

継子会社等と連帯して」と、「第二十二 規定による命令を受けた他の特定事業承 項において読み替えて準用する場合を含 等をいう。以下同じ。)に対し、この項(次 当該」と、「特定事業承継子会社等(第 為がなくなつた日」と読み替えるものと 条第二十七項中「実行期間(第四項に規 う。以下この項において同じ。)」と、同 項に規定する特定事業承継子会社等をい 替えて準用する第二十二項」と、「受け とあるのは「第二十条の七において読み 承継子会社等と連帯して」とあるのは「、 の規定による命令を受けた他の特定事業 四項中「当該事業者に対し」とあるのは む。)の規定による命令を受けた他の特 む。) 中「当該」とあるのは「第二十条 準用する前三項及び第二十条の二から第 のは「第二十条の七において読み替えて のは「違反行為」と、「前各項」とある 間)の終了した日」とあるのは「当該行 定する違反行為については、違反行為期 七において読み替えて準用する第二十五 けた特定事業承継子会社等(第二十条の た特定事業承継子会社等」とあるのは「受 特定事業承継子会社等に対し、この条の 定事業承継子会社等と連帯して」と、第 において読み替えて準用する場合を含 - 特定事業承継子会社等に対し、この項 一十五項に規定する特定事業承継子会社 一十条の六まで」と、「第一項(第二項 項

読み替えて準用される第七条の二

《課徴金の納付義務》

第二十条の二から第二十条の六までの

規定により計算した課徴金を納付しなけ 規定による命令を受けた者は、これらの ればならない。

《端数の切捨て》

規定により計算した課徴金の額に一万円 未満の端数があるときは、その端数は、 第二十条の二から第二十条の六までの

《違反行為をした法人が合併により消滅した

り消滅したときは、当該法人がした違反 ある場合において、当該法人が合併によ 規定する違反行為をした事業者が法人で 設立された法人がした違反行為とみなし 行為は、合併後存続し、又は合併により 用する前二項及び次項並びに第二十条の 二から第二十条の六までの規定を適用す て、第二十条の七において読み替えて準 第二十条の二から第二十条の六までに

《違反行為をした法人が調査開始日以後に事 業譲渡等をしたうえで消滅した場合》

当該法人がした違反行為は、当該事業の 行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、 を譲渡し、又は当該法人(会社に限る。) ある場合において、当該法人が当該違反 規定する違反行為をした事業者が法人で 合併以外の事由により消滅したときは、 の子会社等に対して分割により当該違反 査開始日以後においてその一又は二以上 が当該違反行為に係る事件についての調 後においてその一又は二以上の子会社等 行為に係る事件についての調査開始日以 なして、第二十条の七において読み替え 会社等」という。)がした違反行為とみ 継した子会社等(以下「特定事業承継子 全部若しくは一部を譲り受け、又は分割 に対して当該違反行為に係る事業の全部 により当該事業の全部若しくは一部を承 て準用する前三項及び第二十条の二から 第二十条の二から第二十条の六までに

> 項において同じ。) は、これらの規定に 社等と連帯して」とする。 よる命令を受けた他の特定事業承継子会 特定事業承継子会社等をいう。以下この み替えて準用する第二十五項に規定する 承継子会社等(第二十条の七において読 けた者は」とあるのは「受けた特定事業 等と連帯して」と、第二十条の七におい 事業者に対し」とあるのは「、特定事業 の場合において、当該特定事業承継子会 第二十条の六までの規定を適用する。こ て読み替えて準用する第二十二項中「受 る命令を受けた他の特定事業承継子会社 承継子会社等に対し、この条の規定によ から第二十条の六までの規定中「、当該 社等が二以上あるときは、第二十条の二

過したときは、公正取引委員会は、当該 とができない。 違反行為に係る課徴金の納付を命ずるこ 当該行為がなくなつた日から五年を経

第六章 適用除外

【知的財産法による権利行使】

第二十一条。この法律の規定は、著作権法、 これを適用しない。 による権利の行使と認められる行為には 特許法、実用新案法、意匠法又は商標法

【組合の行為】

第二十二条 この法律の規定は、次の各号 価を引き上げることとなる場合は、この を実質的に制限することにより不当に対 る場合又は一定の取引分野における競争 ない。ただし、不公正な取引方法を用い 会を含む。)の行為には、これを適用し に基づいて設立された組合(組合の連合 に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定

- 助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任 ること 意に加入し、又は脱退することができ
- 三 各組合員が平等の議決権を有するこ
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合 られていること。 には、その限度が法令又は定款に定め

【再販売価格拘束】

第二十三条(この法律の規定は、公正取引 この限りでない。 とができるものを生産し、又は販売する 質が一様であることを容易に識別するこ 産する事業者の意に反してする場合は、 業者がする行為にあつてはその商品を生 ととなる場合及びその商品を販売する事 為が一般消費者の利益を不当に害するこ は、これを適用しない。ただし、当該行 持するためにする正当な行為について する事業者がその商品を販売する価格を 者の販売する当該商品を買い受けて販売 手方たる事業者又はその相手方たる事業 事業者とその商品の再販売価格(その相 事業者が、当該商品の販売の相手方たる 委員会の指定する商品であつて、その品 いう。以下同じ。)を決定し、これを維

② 公正取引委員会は、次の各号に該当す 定をしてはならない。 る場合でなければ、前項の規定による指

当該商品が一般消費者により日常使

- 二 当該商品について自由な競争が行 れていること。 用されるものであること。
- つてこれを行う。 第一項の規定による指定は、告示によ
- 価格を決定し、これを維持するためにす 売の相手方たる事業者とその物の再販売 する物を販売する事業者が、その物の販 著作物を発行する事業者又はその発行

小規模の事業者又は消費者の相互扶 る正当な行為についても、第一項と同様

- る場合に限る。 商品又は第四項に規定する物を買い受け 者の消費の用に供する第二項に規定する 組合、協同組合連合会、商工組合又は商 組合又は商工組合連合会が当該事業協同 事業協同小組合、協同組合連合会、商工 された団体にあつては、事業協同組合、 ものとする。ただし、第八号及び第八号 の二に掲げる法律の規定に基づいて設立 定に基づいて設立された団体を含まない 工組合連合会を直接又は間接に構成する 方たる事業者には、次に掲げる法律の規 第一項又は前項に規定する販売の相手
- 国家公務員法
- 農業協同組合法
- 三 国家公務員共済組合法
- 三の二 地方公務員等共済組合法
- 消費生活協同組合法 水産業協同組合法
- 特定独立行政法人等の労働関係に関
- 労働組合法
- 八の二 中小企業団体の組織に関する法八 中小企業等協同組合法
- 地方公務員法
- 森林組合法
- 十一 地方公営企業等の労働関係に関す
- 契約の成立の日から三十日以内に、その 定める場合は、この限りでない。 らない。ただし、公正取引委員会規則の 旨を公正取引委員会に届け出なければな 委員会規則の定めるところにより、その するための契約をしたときは、公正取引 定する再販売価格を決定し、これを維持 第一項に規定する事業者は、同項に規

第七章 差止請求及び損害賠償

第二十四条 第八条第五号又は第十九条の 事業者団体に対し、その侵害の停止又は を侵害する事業者若しくは事業者団体又 者は、これにより著しい損害を生じ、又 侵害され、又は侵害されるおそれがある 規定に違反する行為によつてその利益を 予防を請求することができる。 は侵害するおそれがある事業者若しくは は生ずるおそれがあるときは、その利益

第二十五条 第三条、第六条又は第十九条 契約において、不当な取引制限をし、又 の規定に違反する行為をした事業者(第 行為をした事業者団体は、被害者に対し、 に限る。) 及び第八条の規定に違反する は不公正な取引方法を自ら用いた事業者 にあつては、当該国際的協定又は国際的 六条の規定に違反する行為をした事業者 損害賠償の責めに任ずる。

失がなかつたことを証明して、前項に規 定する責任を免れることができない。 事業者及び事業者団体は、故意又は過

第二十六条 前条の規定による損害賠償の することができない。 者団体の構成事業者に対するものを除 規定する納付命令(第八条第一号又は第 排除措置命令(排除措置命令がされなか 請求権は、第四十九条第一項に規定する 定した後でなければ、裁判上これを主張 く。)) 又は第六十六条第四項の審決が確 二号の規定に違反する行為をした事業 つた場合にあつては、第五十条第一項に 【損害賠償請求権の主張の前提及び時効】

から三年を経過したときは、時効によつ 若しくは納付命令又は審決が確定した日 前項の請求権は、同項の排除措置命令

第八章 公正取引委員会

第 一節 設置、任務及び所掌事務並び に組織等

【設置及び任務】

2 第二十七条 内閣府設置法(平成十一年法 律第八十九号)第四十九条第三項の規定 とを任務とする公正取引委員会を置く。 轄に属する に基づいて、第一条の目的を達成するこ 公正取引委員会は、内閣総理大臣の所

【所掌事務】

第二十七条の二 公正取引委員会は、前条 第一項の任務を達成するため、次に掲げ る事務をつかさどる。

- 私的独占の規制に関すること。
- 二 不当な取引制限の規制に関するこ
- 三 不公正な取引方法の規制に関するこ

四 独占的状態に係る規制に関するこ

五 所掌事務に係る国際協力に関するこ

公正取引委員会に属させられた事務 (法律に基づく命令を含む。)に基づき、 前各号に掲げるもののほか、法律

【職権行使の独立性】

第二十八条 公正取引委員会の委員長及び 委員は、独立してその職権を行う。

第二十九条 公正取引委員会は、委員長及 【公正取引委員会の組織等】

2 び委員四人を以て、これを組織する。 議院の同意を得て、これを任命する。 ある者のうちから、内閣総理大臣が、両 上で、法律又は経済に関する学識経験の 委員長及び委員は、年齢が三十五年以 委員長の任免は、天皇が、これを認証

【委員長等の任期】 委員長及び委員は、これを官吏とする。

とする。 任期は、前任者の残任期間とする。

第三十条

② 委員長及び委員は、再任されることが できる。

したときには、その地位を退く。

委員長又は委員の任期が満了し、又は

委員長及び委員は、年齢が七十年に達

を得なければならない。 任命後最初の国会で両議院の事後の承認 することができる。この場合においては、 る者のうちから、委員長又は委員を任命 【委員長等の身分保障】

第三十一条 がない。 在任中、その意に反して罷免されること のいずれかに該当する場合を除いては、 委員長及び委員は、次の各号

- 破産手続開始の決定を受けた場合
- 三 この法律の規定に違反して刑に処せ られた場合

のため職務を執ることができないと決 公正取引委員会により、心身の故障 禁錮以上の刑に処せられた場合

六 前条第四項の場合において、両議院 の事後の承認を得られなかつたとき。

ればならない。

公正取引委員会は、あらかじめ委員の

委員長及び委員の任期は、五年 但し、補欠の委員長及び委員の 員長を代理する者を定めておかなければ うちから、委員長が故障のある場合に委 ならない。

(議決方法)

第三十四条 公正取引委員会は、委員長及 び二人以上の委員の出席がなければ、議 事を開き、議決することができない。 公正取引委員会の議事は、出席者の過

半数を以て、これを決する。可否同数の

規定による決定をするには、前項の規定 ときは、委員長の決するところによる。 なければならない。 にかかわらず、本人を除く全員の一致が 公正取引委員会が第三十一条第五号の

得ることができないときは、内閣総理大

又は衆議院の解散のため両議院の同意を 欠員を生じた場合において、国会の閉会

臣は、前条第二項に規定する資格を有す

する委員長を代理する者は、委員長とみ 定の適用については、前条第二項に規定 委員長が故障のある場合の第一項の規

【事務総局の組織】

懲戒免官の処分を受けた場合

定された場合

【委員長等の罷免】

第三十二条 前条第一号又は第三号から第 臣は、その委員長又は委員を罷免しなけ 六号までの場合においては、内閣総理大

(委員長)

第三十三条 委員長は、公正取引委員会の 会務を総理し、公正取引委員会を代表す

第三十五条 公正取引委員会の事務を処理 させるため、公正取引委員会に事務総局

事務総局に事務総長を置く。

3 委員会が審判官を指定して行わせること 五十六条第一項の規定により、公正取引) 事務総長は、事務総局の局務(第 とした事務を除く。)を統理する。

事務総局に官房及び局を置く。

置、所掌事務の範囲及び内部組織につい 項までの規定は、前項の官房及び局の設 て準用する。 内閣府設置法第十七条第二項から第八

び局の数は、三以内とする。 第四項の規定に基づき置かれる官房及

⑦ 審判手続(審決を除く。)の全部又は 一部を行わせるため、事務総局に審判官

審判官の定数は、政令で定める。

済に関する知識経験を有し、かつ、公正 判手続を行うについて必要な法律及び経 審判官は、事務総局の職員のうち、審

の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格 者について、公正取引委員会が定める。 な判断をすることができると認められる 事務総局の職員中には、検察官、任命

この法律の規定に違反する事件に関する ものに限る。 を有する者を加えなければならない。 前項の検察官たる職員の掌る職務は、

【事務総局の地方事務所】

第三十五条の二 公正取引委員会の事務総 務所を置く。 局の地方機関として、所要の地に地方事

轄区域は、政令で定める。 前項の地方事務所の名称、 位置及び管

掌させることができる。 その支所を置き、地方事務所の事務を分 第一項の地方事務所には、所要の地に

は、内閣府令で定める。 前項の支所の名称、位置及び管轄区域

【委員長等の報酬】

第三十六条 委員長及び委員の報酬は、 別

の意に反してこれを減額することができ 委員長及び委員の報酬は、在任中、そ

【政治活動及び営利活動の禁止】

第三十七条 委員長、委員及び政令で定め の各号のいずれかに該当する行為をする る公正取引委員会の職員は、在任中、次 ことができない。

すること。 議員となり、又は積極的に政治運動を 国会若しくは地方公共団体の議会の

ること。 くほか、報酬のある他の職務に従事す 内閣総理大臣の許可のある場合を除

三 商業を営み、その他金銭上の利益を 目的とする業務を行うこと。

【意見公表の禁止】

第三十八条 委員長、委員及び公正取引委 員会の職員は、事件に関する事実の有無

> の結果を発表する場合は、この限りでな 規定する場合又はこの法律に関する研究 発表してはならない。但し、この法律に 又は法令の適用について、意見を外部に

【秘密漏洩等の禁止】

員会の職員並びに委員長、委員又は公正第三十九条 委員長、委員及び公正取引委 務に関して知得した事業者の秘密を他に取引委員会の職員であつた者は、その職 漏し、又は窃用してはならない。

【一般的な調査】

第四十条 公正取引委員会は、その職務を 員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、 者若しくは事業者の団体又はこれらの職 行うために必要があるときは、 できる。 情報若しくは資料の提出を求めることが 特別の法令により設立された法人、事業 公務所、

【調査の嘱託】

第四十一条 公正取引委員会は、その職務 その他の者に対し、必要な調査を嘱託す 事業者、事業者の団体、学識経験ある者特別の法令により設立された法人、学校、 を行うために必要があるときは、公務所、 ることができる。

【公聴会】

第四十二条 公正取引委員会は、その職務 を開いて一般の意見を求めることができ る。 を行うために必要があるときは、公聴会

【必要な事項の公表】

第四十三条 公正取引委員会は、この法律 の適正な運用を図るため、事業者の秘密 ことができる。 を除いて、必要な事項を一般に公表する

【外国競争当局に対する情報提供】

第四十三条の二 公正取引委員会は、 法律に相当する外国の法令を執行する当四十三条の二 公正取引委員会は、この 局(以下この条において「外国競争当局」 という。)に対し、その職務(この法律

> 侵害するおそれがあると認められる場合 供を行うことが、この法律の適正な執行 うことができる。ただし、当該情報の提 するものに限る。次項において同じ。) に支障を及ぼし、その他我が国の利益を 遂行に資すると認める情報の提供を行 この限りでない。

らない。 し前項に規定する情報の提供を行うに際 公正取引委員会は、外国競争当局に対 次に掲げる事項を確認しなければな

会に対し、前項に規定する情報の提供 きること。 に相当する情報の提供を行うことがで 当該外国競争当局が、公正取引委員

するものについて、当該外国の法令に り提供する情報のうち秘密として提供 が担保されていること。 より、我が国と同じ程度の秘密の保持 当該外国において、前項の規定によ

されないこと。 の遂行に資する目的以外の目的で使用 規定により提供する情報が、 当該外国競争当局において、前項の その職務

3 切な措置がとられなければならない。 官の行う刑事手続に使用されないよう適 ついては、外国における裁判所又は裁判 第一項の規定により提供される情報に

【国会に対する報告等】

第四十四条 公正取引委員会は、内閣総理 法律の施行の状況を報告しなければなら 大臣を経由して、国会に対し、毎年この

② 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経 提出することができる 成するために必要な事項に関し、意見を 由して国会に対し、この法律の目的を達

第二節

【事件調査の端緒】

に規定する公正取引委員会の職務に相当

第四十五条 何人も、この法律の規定に違 ができる。 適当な措置をとるべきことを求めること 反する事実があると思料するときは、公 正取引委員会に対し、その事実を報告し、

調査をしなければならない。 公正取引委員会は、事件について必要な 前項に規定する報告があつたときは、

通知しなければならない。 速やかに、その旨を当該報告をした者に こととしたときは、公正取引委員会は、 適当な措置をとり、又は措置をとらない おいて、当該報告に係る事件について、 で具体的な事実を摘示してされた場合に 委員会規則で定めるところにより、書面 第一項の規定による報告が、公正取引

事実があると思料するときは、職権をも 違反する事実又は独占的状態に該当する つて適当な措置をとることができる。 公正取引委員会は、この法律の規定に

【独占的状態規制に関する主務大臣の意

態に該当する事実があると思料する場合第四十六条 公正取引委員会は、独占的状 む事業に係る主務大臣に通知しなければ としたときは、その旨を当該事業者の営 において、前条第四項の措置をとること

的状態の有無及び第八条の四第一項ただ 務大臣は、公正取引委員会に対し、独占 ることができる。 と認められる他の措置に関し意見を述べ し書に規定する競争を回復するに足りる ならない。 前項の通知があつた場合には、当該主

(行政調査)

第四十七条 公正取引委員会は、事件につ 処分をすることができる。 いて必要な調査をするため、 次に掲げる

て審尋し、又はこれらの者から意見若 事件関係人又は参考人に出頭を命じ

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させるこ しくは報告を徴すること。

- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対 物件を留めて置くこと。 、当該物件の提出を命じ、又は提出
- 公正取引委員会が相当と認めるとき 帳簿書類その他の物件を検査するこ 所に立ち入り、業務及び財産の状況、 事件関係人の営業所その他必要な場
- ③ 前項の規定により職員に立入検査をさ 引委員会の職員を審査官に指定し、前項 証明書を携帯させ、関係者に提示させな せる場合においては、これに身分を示す の処分をさせることができる。 政令で定めるところにより、公正取
- 罪捜査のために認められたものと解釈し ければならない。 てはならない。 第一項の規定による処分の権限は、犯

【行政調査の調書の作成】

第四十八条 公正取引委員会は、事件につ おかなければならない。 を調書に記載し、かつ、特に前条第一項 した年月日及びその結果を明らかにして に規定する処分があつたときは、処分を いて必要な調査をしたときは、その要旨

【排除措置命令の手続】

第四十九条 第七条第一項若しくは第二 要な措置並びに公正取引委員会の認定し 為が排除されたことを確保するために必 書には、違反行為を排除し、又は違反行 令(以下「排除措置命令」という。)は、 の二又は第二十条第一項の規定による命 条の二第一項若しくは第三項、第十七条 項において準用する場合を含む。)、第八 項(第八条の二第二項及び第二十条第二 た事実及びこれに対する法令の適用を示 文書によつてこれを行い、排除措置命令 し、委員長及び第六十九条第一項の規定

> 押印しなければならない。 による合議に出席した委員がこれに記名

- て、その効力を生ずる。 措置命令書の謄本を送達することによつ 排除措置命令は、その名あて人に排除
- 名あて人となるべき者に対し、あらかじ 会を付与しなければならない。 め、意見を述べ、及び証拠を提出する機 ようとするときは、当該排除措置命令の 公正取引委員会は、排除措置命令をし
- 六十条及び第六十三条において同じ。)第一項、第五十七条、第五十九条、第 を選任することができる。 承認を得た適当な者に限る。第五十二条 護士、弁護士法人又は公正取引委員会の 証拠を提出するに当たつては、代理人(弁 は、前項の規定により意見を述べ、又は 排除措置命令の名あて人となるべき者
- ない。 る意見を述べ、及び証拠を提出する機会 る事項を書面により通知しなければなら 名あて人となるべき者に対し、次に掲げ に相当な期間をおいて、排除措置命令の を付与するときは、その意見を述べ、及 び証拠を提出することができる期限まで 公正取引委員会は、第三項の規定によ
- 予定される排除措置命令の内容 公正取引委員会の認定した事実及び

これに対する法令の適用

- 三 公正取引委員会に対し、前二号に掲 げる事項について、意見を述べ、及び 証拠を提出することができる旨並びに
- むを得ない理由があるときは、その理由 排除措置命令書の謄本の送達があつた日 取引委員会規則で定めるところにより、 がやんだ日の翌日から起算して一週間以 に審判を請求しなかつたことについてや から六十日以内(天災その他この期間内 排除措置命令に不服がある者は、公正 公正取引委員会に対し、当該排

とができる。 除措置命令について、審判を請求するこ

よる請求がなかつたときは、排除措置命前項に規定する期間内に同項の規定に よる請求がなかつたときは、 令は、確定する。

【課徴金納付命令の手続】

第五十条 第七条の二第一項 及び第八条の三において読み替えて準用売十条(第七条の二第一項(同条第二項 した委員がこれに記名押印しなければな 六十九条第一項の規定による合議に出席 為並びに納期限を記載し、委員長及び第 びその計算の基礎、課徴金に係る違反行 付命令書には、納付すべき課徴金の額及 は、文書によつてこれを行い、課徴金納 定による命令(以下「納付命令」という。) 第二十条の二から第二十条の六までの規 する場合を含む。) 若しくは第四項又は

- 付命令書の謄本を送達することによつ て、その効力を生ずる。
- 付命令書の謄本を発する日から三月を経 納付命令に不服がある者は、公正取引
- ⑤ 前項に規定する期間内に同項の規定に 確定する。 よる請求がなかつたときは、納付命令は、

できる。

納付命令について準用する。この場合に 措置命令の内容」とあるのは「納付を命 おいて、同項第一号中「予定される排除 前条第三項から第五項までの規定は

② 納付命令は、その名あて人に課徴金納 第一項の課徴金の納期限は、課徴金納

やんだ日の翌日から起算して一週間以 ら六十日以内(天災その他この期間内に 過した日とする。 付命令について、審判を請求することが 内)に、公正取引委員会に対し、当該納 を得ない理由があるときは、その理由が 審判を請求しなかつたことについてやむ 金納付命令書の謄本の送達があつた日か 委員会規則で定めるところにより、課徴

号中「公正取引委員会の認定した事実及 係る違反行為」と読み替えるものとする。 びこれに対する法令の適用」とあるのは じようとする課徴金の額」と、同項第二 「課徴金の計算の基礎及びその課徴金に 【課徴金納付命令後に罰金の刑が確定し た場合の調整】

第五十一条 第七条の二第一項 (同条第二 当該変更後の額が百万円未満となるとき ければならない。ただし、当該納付命令 判において命じられた罰金額の二分の一 刑に処する確定裁判があつたときは、公 納付命令を行つた後、同一事件について、 項において読み替えて準用する場合を含 は、この限りでない。 に係る課徴金の額が当該罰金額の二分の に係る課徴金の額を、その額から当該裁 正取引委員会は、審決で、当該納付命令 当該納付命令を受けた者に対し、罰金の に相当する金額を控除した額に変更しな は第四項の規定により公正取引委員会が む。次項及び第三項において同じ。)又 一に相当する金額を超えないとき、又は

取引委員会は、審決で、当該第七条の二 を取り消さなければならない。 第一項又は第四項の規定による納付命令 前項ただし書の場合においては、公正

判の請求に対する審決において、当該同 除した額に変更するものとする。 条第一項又は第四項の規定による納付命 は第四項の規定による納付命令に係る審 の規定にかかわらず、当該同条第一項又 ときは、公正取引委員会は、第一項本文 付命令に係る審判手続が終了していない 条の二第一項又は第四項の規定による納 る罰金額の二分の一に相当する金額を控 令に係る課徴金の額を当該審判手続を経 て決定された額から第一項本文に規定す 第一項本文の場合において、当該第七

いて、変更又は取消し前の納付命令に基 公正取引委員会は、前三項の場合にお

金銭で還付しなければならない。 還付すべきものがあるときは、遅滞なく、 第三項に規定する延滞金を除く。) で、 づき既に納付された金額(第七十条の九

【審判請求による審判開始】

第五十二条 第四十九条第六項又は第五十 掲げる事項を記載した請求書を公正取引 「審判請求」という。)をする者は、次に 条第四項の規定による審判の請求(以下 委員会に提出しなければならない。 審判請求をする者及びその代理人の

二 審判請求に係る命令 氏名又は名称及び住所又は居所

審判請求の趣旨及び理由

されていなければならない。 対する主張、納付命令にあつては課徴金 置命令にあつてはその原因となる事実に 処分」という。)に対する主張(排除措 第四項並びに第七十条の八において「原 定する理由においては、排除措置命令又 するように記載するものとし、同号に規 取消し又は変更を求める範囲を明らかに の計算の基礎に対する主張)が明らかに 五十九条第一項、第六十六条第三項及び は納付命令(第五項、第五十八条、第 前項第三号に規定する趣旨は、命令の

- を開始しなければならない。 該審判請求に係る命令について審判手続 定に該当する場合を除き、遅滞なく、当 正取引委員会は、第六十六条第一項の規 審判請求があつた場合においては、公
- についての最終の審判の期日までは、い つでも、書面により取り下げることがで 審判請求は、当該審判請求に係る命令
- 第五十三条 独占的状態があると認める場 合(第八条の四第一項ただし書に規定す 続が開始された後、前項の取下げがあつ たときは、原処分は、確定する。 【独占的状態規制に関する審判開始】 第五十五条第三項の規定により審判手

きる。 件について審判手続を開始することがで 付することが公共の利益に適合すると認 て同じ。)において、事件を審判手続にる場合を除く。第六十七条第一項におい めるときは、公正取引委員会は、当該事

審判手続を開始しようとするときは、当 議しなければならない。 該事業者の営む事業に係る主務大臣に協 公正取引委員会は、前項の規定により

【公正取引委員会による排除措置命令の

第五十四条 公正取引委員会は、排除措置 ができる。 て必要と認めるときは、当該排除措置命 命令に係る審判請求があつた場合におい

② 前項の規定により執行を停止した場合 あるときその他必要があると認めるとき を取り消すものとする。 は、公正取引委員会は、当該執行の停止 おける競争の確保が困難となるおそれが において、当該執行の停止により市場に

【審判開始の方法】

第五十五条 公正取引委員会は、第五十二 なければならない。 るときは、審判請求をした者に対し、そ 条第三項の規定により審判手続を開始す の旨を記載した審判開始通知書を送付し

- ② 第五十三条第一項の規定による審判開 始決定は、文書によつてこれを行い、審 の氏名又は名称を記載し、かつ、委員長 条の四第一項に規定する措置の名あて人 判開始決定書には、事件の要旨及び第八 記名押印しなければならない。 及び決定の議決に参加した委員がこれに
- 達することにより、開始する。 の名あて人に審判開始決定書の謄本を送 者に審判開始通知書を送付し、又は前項 審判手続は、第一項の審判請求をした
- 4 第一項の審判請求をした者又は第二項

ばならない。 審判の期日に出頭すべき旨を命じなけれ の名あて人(以下「被審人」という。)には、

- ときは、この限りでない。 ならない。ただし、被審人の同意を得た 日から三十日後に、これを定めなければ た日又は審判開始決定書の謄本を発した 審判の期日は、審判開始通知書を発し
- 弁書を遅滞なく公正取引委員会に提出し 本の送達を受けた者は、これに対する答

【審判官】

第五十六条 公正取引委員会は、審判手続 を開始した後、事件ごとに審判官を指定 のある者については、指定することがで 者その他当該事件の審査に関与したこと ついて審査官の職務を行つたことのある せることができる。ただし、当該事件に において同じ。) の全部又は一部を行わ 除く。次項、第六十三条及び第六十四条 処分のほか、その後の審判手続(審決を 嘱託及び第四十七条第一項各号に掲げる により、第四十一条の規定による調査の し、公正取引委員会規則で定めるところ

② 前項の規定により指定された審判官 取引委員会規則で定めるところにより、 そのうち指名された一人の者)は、公正 指揮するものとする。 わせることとした審判手続に係る事務を 同項の規定に基づき公正取引委員会が行 (複数の者が指定された場合にあつては、

【被審人等の不出頭の場合の取扱い】

第五十七条 公正取引委員会又は審判官 においても、審判を行うことができる。 由がなく、審判の期日に出頭しないとき は、被審人又はその代理人が、正当な理

【審査官による主張等】

第五十八条 第四十七条第二項の規定によ り指定された審査官は、審判に立ち会い、

並びに原処分が相当であること(当該審 判が第八条の四第一項に係る事件につい 原処分の原因となる事実及び法令の適用

証拠の申出その他必要な行為をすること

状態に該当する事実)について主張し、

ての審判である場合にあつては、独占的

ができる。

なければならない。 第二項に規定する審判開始決定書の謄

> 該審判が第八条の四第一項に係る事件に 分の原因となる事実及び法令の適用(当

審査官は、前項の場合において、原処

【被審人等による主張等】

合は、この限りでない。

し、被審人の利益を害することとなる場

のに限る。)の必要があると認めるとき

(公正取引委員会規則で定める範囲のも

占的状態に該当する事実)について変更 ついての審判である場合にあつては、独

は、これを主張することができる。ただ

第五十九条 被審人又はその代理人は、審 された者に質問することができる。 場所に立ち入つて業務及び財産の状況、 項の規定により命じようとする措置が不 についてした原処分又は第八条の四第一 判に際して、公正取引委員会が当該事件 は鑑定人を審尋し、若しくは調査を嘱託 取引委員会が出頭を命じた参考人若しく は調査を嘱託することを求め、又は公正 帳簿書類その他の物件を検査し、若しく 者に対し当該物件の提出を命じ、必要な 定を命じ、帳簿書類その他の物件の所持 する資料を提出し、公正取引委員会に対 当である理由を述べ、かつ、これを立証 し、必要な参考人を審尋し、鑑定人に鑑

審人(第八条第一号又は第二号の規定に 当該認定に係る部分に限る。) の不存在 る違反行為(第三号の場合にあつては、 業者を除く。以下この項において同じ。) 違反する行為をした事業者団体の構成事 又はその代理人は、次の各号のいずれか に該当する場合には、当該納付命令に係 納付命令に係る審判手続において、被

を主張することができない。 第四十九条第七項の規定により納付

- 置命令(当該納付命令を受けた者と同 命令に係る違反行為についての排除措 の者に対するものに限る。)が確定
- 二 被審人又はその代理人が納付命令に について、審判請求を取り下げたとき。 係る違反行為についての排除措置命令 該違反行為の全部又は一部が認定され 排除措置命令に係る審決において、当 納付命令に係る違反行為についての

【証拠不採用の理由開示】

第六十一条 審判は、これを公開しなけれ 第六十条 公正取引委員会又は審判官は、 は、その理由を示さなければならない。 ら申出のあつた証拠を採用しないとき 審査官又は被審人若しくはその代理人か 【審判の公開及び調書の作成】

き、又は公益上必要があると認めるとき は、これを公開しないことができる。 秘密を保つため必要があると認めると ばならない。ただし、事業者の事業上の で定めるところにより、調書を作成しな 審判においては、公正取引委員会規則

ければならない。 【参考人審尋等に関する刑事訴訟法の準

- 第六十二条 刑事訴訟法(昭和二十三年 第百四十七条まで、第百四十九条、第法律第百三十一号)第百四十三条から 定を命ずる手続について、これを準用す 公正取引委員会又は審判官が、審判に際 百六十五条及び第百六十六条の規定は、 百五十四条から第百五十六条まで、第 して、参考人を審尋し、又は鑑定人に鑑
- るのは「公正取引委員会又は審判官」と、 「証人」とあるのは「参考人」と、「尋問」 前項の場合において、「裁判所」とあ

ものとする。 るのは「被審人」とそれぞれ読み替える とあるのは「審尋」と、「被告人」とあ

【公正取引委員会に対する直接陳述】

第六十三条 公正取引委員会は、第五十六 る違反行為についての排除措置命令に係 された場合において、当該納付命令に係 条第一項の規定により審判官に審判手続 ているときは、この限りでない。 る審決において当該違反行為が認定され 定により納付命令に係る審判手続が開始 らない。ただし、第五十二条第三項の規 会に対し陳述する機会を与えなければな ときは、これらの者が直接公正取引委員 て、被審人又はその代理人の申出がある の全部又は一部を行わせた場合におい

【審判手続の併合又は分離】

第六十四条 公正取引委員会又は審判官 る。 手続を併合し、又は分離することができ は、適当と認めるときは、職権で、審判

【独占的状態規制に関する同意審決】

第六十五条 公正取引委員会は、第八条の 出した場合において、適当と認めたとき 員会に対し、その後の審判手続を経ない することができる。 画書記載の具体的措置と同趣旨の審決を は、その後の審判手続を経ないで当該計 とるべき具体的措置に関する計画書を提 務について競争を回復させるために自ら て、かつ、独占的状態に係る商品又は役 で審決を受ける旨を文書をもつて申し出 実及び法律の適用を認めて、公正取引委 後、被審人が、審判開始決定書記載の事 第一項の規定により審判開始決定をした 四第一項に係る事件について第五十三条

【審判請求に対する審決】

第六十六条 審判請求が法定の期間経過後 あるときは、公正取引委員会は、審決で、 にされたものであるときその他不適法で 当該審判請求を却下する。

- 2 当該審判請求を棄却する。
- 原処分の全部又は一部を取り消す場合に 決で、その旨を明らかにしなければなら 為がなくなつていると認めるときは、審 項、第十六条第一項、第十七条又は第 第十五条の二第一項、第十五条の三第一 第十三条、第十四条、第十五条第一項、 第二項、第十条第一項、第十一条第一項、 第六条、第八条、第九条第一項若しくは おいて、当該原処分の時までに第三条、 つ、当該原処分の時において既に当該行 十九条の規定に違反する行為があり、か 公正取引委員会は、前項の規定により

【独占的状態規制に関する審判審決】

第六十七条 公正取引委員会は、審判手続 を経た後、独占的状態があると認める場 ばならない。 の四第一項に規定する措置を命じなけれ 合には、審決で、被審人に対し、第八条

② 公正取引委員会は、審判手続を経た後、 を明らかにしなければならない。 すると認める場合には、審決で、その旨 あつて第八条の四第一項ただし書に該当 る場合又は独占的状態に該当する事実が に該当する事実がなくなつていると認め する事実があり、かつ、既に独占的状態 判開始決定の時までに独占的状態に該当 当する事実がなかつたと認める場合、審 審判開始決定の時までに独占的状態に該

【審決における事実認定の方法】

第六十八条 第六十六条第二項から第四項 まで及び前条の規定による審決において 実を除き、審判手続において取り調べた は、被審人が争わない事実及び公知の事

【公務所等の参加】

引委員会は、審判手続を経た後、審決で、 審判請求が理由がないときは、 公正取

これを変更する。 引委員会は、審判手続を経た後、審決で、 原処分の全部又は一部を取り消し、又は 審判請求が理由があるときは、公正取

第七十条の三 公正取引委員会は、必要が 果について関係のある第三者を当事者と あると認めるときは、職権で、審決の結 る。ただし、あらかじめ被審人及び当該 して審判手続に参加させることができ

証拠によつて事実を認定しなければなら

【命令及び審決の議決方法

第六十九条 排除措置命令、納付命令及び ければならない。 審決は、委員長及び委員の合議によらな 第三十四条第一項、第二項及び第四項

三十四条第二項の規定にかかわらず、三 をするには、前項において準用する第 の規定は、前項の合議にこれを準用する。 人以上の意見が一致しなければならな 第八条の四第一項の措置を命ずる審決

【合議の非公開】

第七十条 公正取引委員会の合議は、これ を公開しない。

【審決書】

第七十条の二 審決は、文書によつてこれ を行い、審決書には、公正取引委員会の 員がこれに署名押印しなければならな 礎を示し、委員長及び合議に出席した委 項の審決にあつては、課徴金の計算の基 用並びに納付命令に係る第六十六条第三 認定した事実及びこれに対する法令の適

ができる。 審決書には、少数意見を付記すること

その効力を生ずる。 審決書の謄本を送達することによつて、 審決は、被審人その他その名あて人に

【第三者の参加】

は、確定しなければ執行することができ

第八条の四第一項の措置を命ずる審決

第三者を審尋しなければならない

第七十条の四 ときは、公正取引委員会の承認を得て、 的な団体は、公益上必要があると認める 当事者として審判手続に参加することが できる。 関係のある公務所又は公共

【公務所等の意見】

第七十条の五 関係のある公務所又は公共 公正取引委員会に対して意見を述べるこ 的な団体は、公共の利益を保護するため、

第七十条の六 公正取引委員会が排除措置 り、これを行う。 続法(明治三十一年法律第十四号)によ るまでその執行を免れることができる。 を供託して、当該排除措置命令が確定す 項及び第七十条の十四において同じ。 等の振替に関する法律第二百七十八条第 定める保証金又は有価証券(社債、株式 命令をしたときは、被審人は、裁判所の 【裁判所による排除措置命令の執行停止】 前項の規定による裁判は、非訟事件手 項に規定する振替債を含む。次条第一

【供託に係る保証金等の没取】

第七十条の七 被審人が、前条第一項の規 託に係る保証金又は有価証券の全部又は 排除措置命令が確定したときは、裁判所 定により供託をした場合において、当該 部を没取することができる。 公正取引委員会の申立てにより、供

る裁判に、これを準用する。 【排除措置命令又は審決の後の行政調査】 前条第二項の規定は、前項の規定によ

第七十条の八 公正取引委員会は、排除措 は第六十七条第一項の規定による審決を 決を除く。)若しくは第六十五条若しく までの審決(原処分の全部を取り消す審 る。)又は第六十六条第一項から第三項 条第五項の規定により確定したものに限 置命令(第四十九条第七項又は第五十二 は、第四十七条の規定により、これらの した後においても、特に必要があるとき

> 員をして処分をさせることができる。 めるために必要な処分をし、又はその職 た措置が講じられているかどうかを確か 命令又は審決において命じ、又は維持し

【課徴金納付の延滞への対応】

第七十条の九 公正取引委員会は、課徴金 の納付を督促しなければならない。 ときは、督促状により期限を指定してそ をその納期限までに納付しない者がある

ない。 ならない。ただし、当該納付命令につい 請求に対する審決をした後、同条第三項 条第一項の規定により当該審判請求が却 の全部が納付されたときは、この限りで 達された日までに当該課徴金及び延滞金 ての審判請求に対する審決書の謄本が送 きはその延滞金の納付を督促しなければ 金及び次項の規定による延滞金があると 期限を指定して当該納付命令に係る課徴 消す場合を除き、速やかに督促状により の規定により当該納付命令の全部を取り じ。) は、公正取引委員会は、当該審判 下された場合を除く。次項において同 ついて審判請求がされたとき(第六十六 前項の規定にかかわらず、納付命令に

十四・五パーセントの割合(当該課徴金日数に応じ、当該課徴金の額につき年 納期限の翌日からその納付の日までの期限までに納付しない者があるときは、 千円未満であるときは、この限りでない。 セントを超えない範囲内において政令で たときは、当該審判請求に対する審決書 に係る納付命令について審判請求がされ に百円未満の端数があるときは、その端 ることができる。ただし、延滞金の額が 定める割合)で計算した延滞金を徴収す の謄本の送達の日までは年七・二五パー 前項の規定により計算した延滞金の額 公正取引委員会は、課徴金をその納

(5) 数は、切り捨てる。

公正取引委員会は、第一項又は第二項

④ (旧③) 前条第三項ただし書及び第四

項の規定は、前項の規定により加算する

り、これを徴収することができる。 付しないときは、国税滞納処分の例によ する期限までにその納付すべき金額を納

【課徴金の還付】

第七十条の十 公正取引委員会は、第七条 る場合を除く。) は、遅滞なく、 き(第五十一条第四項又は次項に規定す された金額で、還付すべきものがあると の規定による納付命令に基づき既に納付 金の納付を命じた場合において、これら から第二十条の六までの規定による課徴 む。) 若しくは第四項又は第二十条の二 定により第七条の二第一項(同条第二項 読み替えて準用する場合を含む。)の規 の二第二十五項(第二十条の七において において読み替えて準用する場合を含 金銭で

② (旧①) 公正取引委員会は、第六十六 遅滞なく、金銭で還付しなければならな 条第三項の規定により納付命令の全部又 金額で、還付すべきものがあるときは、 し前の納付命令に基づき既に納付された は一部を取り消した場合において、取消

③ (旧②) 公正取引委員会は、第一項の き金額に加算しなければならない。 合を乗じて計算した金額をその還付すべ 超えない範囲内において政令で定める割 じ、その金額に年七・二五パーセントを 支払決定をした日までの期間の日数に応 の翌日から、それぞれその還付のための する場合には当該金額の納付があつた日 過する日の翌日から、前項の金額を還付 があつた日の翌日から起算して一月を経 金額を還付する場合には当該金額の納付

の規定による督促を受けた者がその指定

その時効については、国税の例による。 順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、 前項の規定による徴収金の先取特権の

還付しなければならない。

合は、この限りでない。 【緊急停止命令】

金額について準用する。 【認可申請の却下】

第七十条の十一 公正取引委員会は、第 ないと認めるときは、審決でこれを却下 あつた場合において、当該申請を理由が しなければならない。 十一条第一項又は第二項の認可の申請が

② 第四十五条第二項の規定は、前項の認 可の申請があつた場合に、これを準用す

【排除措置命令等の取消し等】

第七十条の十二 公正取引委員会は、第 手続を開始することができる。 又は変更することができる。この場合に 審判手続を経て、審決でこれを取り消し、 おいて、公正取引委員会は、職権で審判 が消滅し、又は変更したと認めるときは、 合において、その認可の要件である事実 十一条第一項又は第二項の認可をした場

あると認めるときは、審決でこれを取り し、被審人の利益を害することとなる場 消し、又は変更することができる。ただ 定による審決を維持することが不適当で の他の事由により、排除措置命令又は第 六十五条若しくは第六十七条第一項の規 公正取引委員会は、経済事情の変化そ

第七十条の十三 裁判所は、緊急の必要が 第一項、第十五条の三第一項、第十六条十四条、第十五条第一項、第十五条の二 第九条第一項若しくは第二項、第十条第 あると認めるときは、公正取引委員会の きことを命じ、又はその命令を取り消し、 違反する疑いのある行為をしている者に 申立てにより、第三条、第六条、第八条、 若しくは変更することができる。 対し、当該行為、議決権の行使若しくは 第一項、第十七条又は第十九条の規定に 会社の役員の業務の執行を一時停止すべ 一項、第十一条第一項、第十三条、第

規定による裁判に、これを準用する。 【緊急停止命令の執行停止】 第七十条の六第二項の規定は、前項の

第七十条の十四 前条第一項の規定による よる供託に係る保証金又は有価証券の没 かれることができる。 又は有価証券を供託して、その執行を免 裁判については、裁判所の定める保証金 第七十条の七の規定は、前項の規定に

【事件記録の閲覧謄写等】

取にこれを準用する。

第七十条の十五 利害関係人は、公正取引 きその他正当な理由があるときでなけれ 決定書若しくは審決書の謄本若しくは抄 置命令書、課徵金納付命令書、審判開始 事件記録の閲覧若しくは謄写又は排除措 委員会に対し、審判手続が開始された後、 ができない 本の交付を求めることができる。この場 の利益を害するおそれがあると認めると 事件記録の閲覧又は謄写を拒むこと 公正取引委員会は、第三者

2

と認める条件を付することができる。 件記録の使用目的を制限し、その他適当 謄写をさせる場合において、謄写した事 公正取引委員会は、前項の規定により

【送達すべき書類】

第七十条の十六 送達すべき書類は、この 員会規則で定める。 法律に規定するもののほか、公正取引委

【送達に関する民事訴訟法の準用】

第七十条の十七 書類の送達については、 第百九条中「裁判所」とあるのは「公正 第百八条中「裁判長」とあり、及び同法 規定を準用する。この場合において、同 条、第百六条、第百八条及び第百九条の 九十九条、第百一条、第百三条、第百五 民事訴訟法 (平成八年法律第百九号) 第 取引委員会」と読み替えるものとする。 のは「公正取引委員会の職員」と、同法 法第九十九条第一項中「執行官」とある

第七十条の十八 公正取引委員会は、次に 掲げる場合には、公示送達をすることが できる。

- 二 外国においてすべき送達について、 ことができないと認めるべき場合 きず、又はこれによつても送達をする 訴訟法第百八条の規定によることがで 前条において読み替えて準用する民事 の他送達をすべき場所が知れない場合 送達を受けるべき者の住所、居所そ
- 管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過 事訴訟法第百八条の規定により外国の してもその送達を証する書面の送付が 前条において読み替えて準用する民
- 公正取引委員会の掲示場に掲示すること により行う。 受けるべき者にいつでも交付すべき旨を 公示送達は、送達すべき書類を送達を
- 始めた日から二週間を経過することによ つて、その効力を生ずる。 公示送達は、前項の規定による掲示を

3

公示送達にあつては、前項の期間は、六 週間とする。 外国においてすべき送達についてした

【電子情報処理組織を使用した処分通知

第七十条の十九 行政手続等における情報 十四年法律第百五十一号)第二条第七号通信の技術の利用に関する法律(平成 に規定する処分通知等であつて、この法 規定する電子情報処理組織をいう。 ないときは、電子情報処理組織(同項に 委員会規則で定める方式による表示をし 等の相手方が送達を受ける旨の公正取引 通信の技術の利用に関する法律第四条第 のについては、行政手続等における情報 書類の送達により行うこととしているも 律又は公正取引委員会規則の規定により 項の規定にかかわらず、当該処分通知

> ことができない。 この条において同じ。)を使用して行う

条の十七において読み替えて準用する民 理組織を使用して行つたときは、第七十 る処分通知等に関する事務を電子情報処 えられたファイルに記録しなければなら 電子計算機(入出力装置を含む。)に備 を使用して公正取引委員会の使用に係る に代えて、当該事項を電子情報処理組織 する事項を記載した書面の作成及び提出 事訴訟法第百九条の規定による送達に関 公正取引委員会の職員が前項に規定す

【政令への委任】

第一項の供託に関し必要な事項は、政令 第七十条の六第一項及び第七十条の十四 判に関する手続その他事件の処理並びに 除くほか、公正取引委員会の調査及び審

【行政手続法の適用除外】

第七十条の二十一 の規定は、適用しない。 五年法律第八十八号)第二章及び第三章 含む。)については、行政手続法(平成 つて審査官がする処分及び第五十六条第 他の処分(第四十七条第二項の規定によ 処分並びにこの節の規定による審決その 十一第一項に規定する認可の申請に係る 排除措置命令、納付命令及び第七十条の 一項の規定によつて審判官がする処分を

【不服申立ての制限】

第七十条の二十二 公正取引委員会がした 排除措置命令及び納付命令並びにこの 法律第百六十号) による不服申立てをす いては、行政不服審査法(昭和三十七年 よつて審判官がした処分を含む。)につ した処分及び第五十六条第一項の規定に 四十七条第二項の規定によつて審査官が 節の規定による審決その他の処分(第

第三節

第七十条の二十 この法律に定めるものを

公正取引委員会がする

第七十三条 公正取引委員会は、第五十三 条第一項の規定により審判手続を開始し の意見を求めなければならない。 ようとするときは、公聴会を開いて一般 【独占的状態規制に関する公聴会】

告 発

第七十四条 公正取引委員会は、第十二章 ければならない。 心証を得たときは、検事総長に告発しな に規定する手続による調査により犯則の

発しなければならない。 があると思料するときは、検事総長に告 のほか、この法律の規定に違反する犯罪 公正取引委員会は、前項に定めるもの

経由して、その旨及びその理由を、文書 をもつて内閣総理大臣に報告しなければ は、検事総長は、遅滞なく、法務大臣を ついて公訴を提起しない処分をしたとき ならない。 前二項の規定による告発に係る事件に

【参考人等の旅費及び手当】

第七十五条 第四十七条第一項第一号若し 条第一項の規定により出頭又は鑑定を命 くは第二号若しくは第二項又は第五十六 ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定

【不公正な取引方法の特殊指定の制定手

第七十一条 意見を求め、これらの意見を十分に考慮 見を聴き、かつ、公聴会を開いて一般の る事業者と同種の事業を営む事業者の意 業分野における特定の取引方法を第二条 第九項第六号の規定により指定しようと するときは、当該特定の取引方法を用い した上で、これをしなければならない。 公正取引委員会は、特定の事

【不公正な取引方法の指定の方式】

第七十二条 第二条第九項第六号の規定に よる指定は、告示によつてこれを行う。

することができる。 めるところにより、旅費及び手当を請求

【公正取引委員会による規則の制定】

第七十六条 公正取引委員会は、その内部 な手続について規則を定めることができ 規律、事件の処理手続及び届出、認可又 は承認の申請その他の事項に関する必要

② 前項の規定により事件の処理手続につ 手続の適正の確保が図られるよう留意し めの機会が十分に確保されること等当該 が自己の主張を陳述し、及び立証するた いて規則を定めるに当たつては、被審人 なければならない。

【審決取消訴訟の出訴期間等】

第七十七条 公正取引委員会の審決の取消 起しなければならない。 命ずる審決については、三月)以内に提 から三十日(第八条の四第一項の措置を しの訴えは、審決がその効力を生じた日 前項の期間は、不変期間とする。

【審決に係る抗告訴訟の被告】

ば、提起することができない。

する訴えは、審決に対するものでなけれ

審判請求をすることができる事項に関

第七十八条 公正取引委員会の審決に係る 告とする。 告訴訟については、公正取引委員会を被 百三十九号)第三条第一項に規定する抗 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第

【事件記録の送付】

第七十九条 訴えの提起があつたときは、 含む。)の送付を求めなければならない 裁判所は、遅滞なく公正取引委員会に対 の他裁判上証拠となるべき一切のものを 人又は鑑定人の審尋調書及び審判調書そ し、当該事件の記録(事件関係人、参考

【実質的証拠による拘束】

第八十条 第七十七条第一項に規定する訴 た事実は、これを立証する実質的な証拠 訟については、公正取引委員会の認定し があるときには、裁判所を拘束する。

は、裁判所がこれを判断するものとする。 【新しい証拠】 前項に規定する実質的な証拠の有無

第八十一条 当事者は、裁判所に対し、当 とするものであることを要する。 は、次の各号の一に該当することを理由 員会が認定した事実に関する証拠の申出 することができる。ただし、公正取引委 該事件に関係のある新しい証拠の申出を

一公正取引委員会が、正当な理由がな くて、当該証拠を採用しなかつた場合 これを提出できなかつたことについて 重大な過失がなかつた場合 証拠を提出することができず、かつ、 公正取引委員会の審判に際して当該

ならない。 一に該当する事実を明らかにしなければ ついては、当事者において、同項各号の 前項ただし書に規定する証拠の申出に

り調べる必要があると認めるときは、公 証拠の申出に理由があり、当該証拠を取 をとるべきことを命じなければならな し、当該証拠を取り調べた上適当な措置 正取引委員会に対し、当該事件を差し戻 裁判所は、第一項ただし書に規定する

【審決の取消し】

第八十二条 裁判所は、公正取引委員会の 場合には、これを取り消すことができる。 審決が、次の各号のいずれかに該当する 実質的な証拠がない場合 審決の基礎となつた事実を立証する

二 審決が憲法その他の法令に違反する

判決が確定したときは、判決の趣旨に従 の規定によるものに限る。)の取消しの 公正取引委員会は、審決(第六十六条

ければならない。 い、改めて審判請求に対する審決をしな

戻すことができる。 【差止請求訴訟における担保提供命令】

ことを疎明しなければならない。 不正の目的をいう。)によるものである 目的、他人に損害を加える目的その他の の提起が不正の目的(不正の利益を得る 前項の申立てをするには、同項の訴え

【差止請求訴訟の通知等】

第八十三条の三 裁判所は、第二十四条の 訴えが提起されたときは、その旨を公正 規定による侵害の停止又は予防に関する 取引委員会に通知するものとする。

事項について、意見を求めることができ きは、公正取引委員会に対し、当該事件 に関するこの法律の適用その他の必要な

裁判所に対し、当該事件に関するこの法 起されたときは、裁判所の許可を得て、 律の適用その他の必要な事項について、 公正取引委員会は、第一項の訴えが提

第八十三条の四(裁判所は、第二十四条の 訴訟においては、当事者の申立てにより 規定による侵害の停止又は予防に関する 【差止請求訴訟における書類の提出等】

【独占的状態規制等に関する審決の差戻

第八十三条 裁判所は、公正取引委員会の 消すべき場合において、さらに審判をさ 審決(第六十七条及び第七十条の十二第 由を示して事件を公正取引委員会に差し せる必要があると認めるときは、その理 一項の規定によるものに限る。)を取り

第八十三条の二 第二十四条の規定による 侵害の停止又は予防に関する訴えが提起 きことを原告に命ずることができる。 されたときは、裁判所は、被告の申立て により、決定で、相当の担保を立てるべ

② 裁判所は、前項の訴えが提起されたと

意見を述べることができる。

当な理由があるときは、この限りでない。 証するため必要な書類の提出を命ずるこ 当事者に対し、当該侵害行為について立 とができる。ただし、その書類の所持者 においてその提出を拒むことについて正 裁判所は、前項ただし書に規定する正

当な理由があるかどうかの判断をするた

め必要があると認めるときは、書類の所

持者にその提示をさせることができる

された書類の開示を求めることができた 裁判所は、前項の場合において、第

この場合においては、何人も、その提示

することができる。 理人又は補佐人に対し、 は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐 認めるときは、当事者等(当事者(法人 してその意見を聴くことが必要であると 項ただし書に規定する正当な理由がある 人を除く。)、使用人その他の従業者をい である場合にあっては、その代表者)又 かどうかについて前項後段の書類を開 次条第一項において同じ。)、訴訟代 当該書類を開示

おける当該侵害行為について立証するた め必要な検証の目的の提示について準用 よる侵害の停止又は予防に関する訴訟に 前三項の規定は、第二十四条の規定に

第八十三条の五 裁判所は、第二十四条の 業秘密をいう。以下同じ。)について、 第四十七号)第二条第六項に規定する営 業秘密(不正競争防止法(平成五年法律 規定による侵害の停止又は予防に関する 密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で 訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘 とにつき疎明があつた場合には、当事者 訴訟において、その当事者が保有する営 の申立てにより、決定で、当事者等、訴 次に掲げる事由のいずれにも該当するこ 使用し、又は当該営業秘密に係るこの項 【差止請求訴訟における秘密保持命令】

事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号 きる。ただし、その申立ての時までに当 保有していた場合は、この限りでない。 定する証拠の取調べ若しくは開示以外の の規定による命令を受けた者以外の者に 方法により当該営業秘密を取得し、又は に規定する準備書面の閲読又は同号に規 示してはならない旨を命ずることがで

する営業秘密が含まれること。 書類を含む。)の内容に当事者の保有 秘密が記載され、又は既に取り調べら べき準備書面に当事者の保有する営業 (前条第三項の規定により開示された 既に提出され、若しくは提出される 若しくは取り調べられるべき証拠

開示を制限する必要があること。 防止するため当該営業秘密の使用又は に支障を生ずるおそれがあり、これを 該営業秘密に基づく当事者の事業活動 営業秘密が開示されることにより、 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の .的以外の目的で使用され、又は当該

らない。 げる事項を記載した書面でしなければな 持命令」という。)の申立ては、次に掲 前項の規定による命令(以下「秘密保

秘密保持命令を受けるべき者 秘密保持命令の対象となるべき営業

秘密を特定するに足りる事実 前項各号に掲げる事由に該当する事

送達しなければならない。 その決定書を秘密保持命令を受けた者に 秘密保持命令が発せられた場合には

ら、効力を生ずる。 た者に対する決定書の送達がされた時か 秘密保持命令は、秘密保持命令を受け

に対しては、即時抗告をすることができ 秘密保持命令の申立てを却下した裁判

【秘密保持命令の取消し】

第八十三条の六 秘密保持命令の申立てを 保持命令を発した裁判所)に対し、前条 ができる。 密保持命令の取消しの申立てをすること れを欠くに至つたことを理由として、秘 第一項に規定する要件を欠くこと又はこ する裁判所がない場合にあつては、秘密 訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存 した者又は秘密保持命令を受けた者は、

をその申立てをした者及び相手方に送達 しなければならない。 ての裁判があつた場合には、その決定書 秘密保持命令の取消しの申立てについ

3 とができる。 ての裁判に対しては、即時抗告をするこ 秘密保持命令の取消しの申立てについ

4 しなければその効力を生じない。 秘密保持命令を取り消す裁判は、 、確定

(5) 裁判をした旨を通知しなければならな 対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す を受けている者があるときは、その者に おいて当該営業秘密に係る秘密保持命令 取消しの申立てをした者又は相手方以外 判をした場合において、秘密保持命令の に当該秘密保持命令が発せられた訴訟に 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁

【訴訟記録の閲覧等の請求の通知等】

第八十三条の七 秘密保持命令が発せられ た訴訟(すべての秘密保持命令が取り消 の請求をした者を除く。第三項において 記官は、同項の申立てをした当事者(そ 受けていない者であるときは、裁判所書 た者が当該訴訟において秘密保持命令を 求があり、かつ、その請求の手続を行つ 項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請 定があつた場合において、当事者から同 つき、民事訴訟法第九十二条第一項の決 された訴訟を除く。)に係る訴訟記録に の請求があつた旨を通知しなければなら 同じ。)に対し、その請求後直ちに、そ

ることについて民事訴訟法第九十二条第 者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせ | 項の申立てをした当事者のすべての同 前二項の規定は、第一項の請求をした

意があるときは、適用しない。 【損害額に関する求意見】

第八十四条 第二十五条の規定による損害 裁判所は、公正取引委員会に対し、同条 賠償に関する訴えが提起されたときは、 に規定する違反行為によって生じた損害

② 前項の規定は、第二十五条の規定によ る損害賠償の請求が、相殺のために裁判 【差止請求訴訟の管轄の特例】 上主張された場合に、これを準用する。

第八十四条の二 第二十四条の規定による ことができる。 定める裁判所にも、その訴えを提起する を有する場合には、それぞれ当該各号に により次の各号に掲げる裁判所が管轄権 て、民事訴訟法第四条及び第五条の規定 侵害の停止又は予防に関する訴えについ く。)、大阪地方裁判所、名古屋地方裁 又は高松地方裁判所 東京地方裁判所 所、仙台地方裁判所、札幌地方裁判所 判所、広島地方裁判所、福岡地方裁判 する地方裁判所(東京地方裁判所を除 大阪高等裁判所の管轄区域内に所在 東京高等裁判所の管轄区域内に所在

東京地方裁判所又は大阪地方裁

前項の場合において、裁判所書記官は、

三 名古屋高等裁判所の管轄区域内に所 地方裁判所 を除く。) 東京地方裁判所又は名古屋 在する地方裁判所(名古屋地方裁判所

四 広島高等裁判所の管轄区域内に所在 く。) 東京地方裁判所又は広島地方裁 する地方裁判所(広島地方裁判所を除

の秘密記載部分の閲覧等をさせてはなら 間)、その請求の手続を行つた者に同項 申立てについての裁判が確定するまでの の日までにされた場合にあつては、その た者に対する秘密保持命令の申立てがそ する日までの間(その請求の手続を行つ 同項の請求があつた日から二週間を経過

五 福岡高等裁判所の管轄区域内に所在 く。) 東京地方裁判所又は福岡地方裁 する地方裁判所(福岡地方裁判所を除

六 仙台高等裁判所の管轄区域内に所在 く。) 東京地方裁判所又は仙台地方裁 する地方裁判所(仙台地方裁判所を除

七 札幌高等裁判所の管轄区域内に所在 く。) 東京地方裁判所又は札幌地方裁 する地方裁判所(札幌地方裁判所を除

八 高松高等裁判所の管轄区域内に所在 く。) 東京地方裁判所又は高松地方裁 する地方裁判所(高松地方裁判所を除

条から前条まで(第六条第三項を除く。) 条第三項を除く。)」とあるのは、「第四 民事訴訟法第七条の規定の適用について 求を含む数個の請求をする場合における 及び私的独占の禁止及び公正取引の確保 は、同条中「第四条から前条まで(第六 に関する法律第八十四条の二第一項」と 一の訴えで第二十四条の規定による請

【刑事訴訟の第一審裁判権】

第八十四条の三 第八十九条から第九十一 条までの罪に係る訴訟の第一審の裁判権 は、地方裁判所に属する。

第八十四条の四 前条に規定する罪に係る 【刑事訴訟の管轄の特例】

する地方裁判所(大阪地方裁判所を除

事件を管轄することができる。 れぞれ当該各号に定める裁判所も、その る裁判所が管轄権を有する場合には、そ により第八十四条の二第一項各号に掲げ 事件について、刑事訴訟法第二条の規定

第八十五条 次の各号のいずれかに該当す 【東京高等裁判所の第一審裁判権】

る訴訟については、第一審の裁判権は、

東京高等裁判所に属する。 訴訟(同条第五項から第七項までに規 定する訴訟を除く。) 件訴訟法第三条第一項に規定する抗告 公正取引委員会の審決に係る行政事

第二十五条の規定による損害賠償に

【東京高等裁判所の専属管轄】

第八十六条 第七十条の六第一項、第七十 専属管轄とする。 条に規定する事件は、東京高等裁判所の の十三第一項、第九十七条及び第九十八 おいて準用する場合を含む。)、第七十条 条の七第一項(第七十条の十四第二項に

【東京高等裁判所における特別合議体】

第八十七条 東京高等裁判所に、第八十五 件のみを取り扱う裁判官の合議体を設け 条に掲げる訴訟事件及び前条に掲げる事

2 を五人とする。 前項の合議体の裁判官の員数は、これ

【差止請求訴訟の移送】

第八十七条の二 裁判所は、第二十四条の 所又は当該訴えにつき第八十四条の二第 の全部又は一部について、当該他の裁判 ときは、申立てにより又は職権で、訴訟 その他の事情を考慮して、相当と認める 当事者の住所又は所在地、尋問を受ける 規定による訴訟が係属しているときは、 判所に同一又は同種の行為に係る同条の 訴えが提起された場合において、他の裁 規定による侵害の停止又は予防に関する べき証人の住所、争点又は証拠の共通性

> 判所に移送することができる。 項の規定により管轄権を有する他の裁

【法務大臣権限法の適用除外】

第八十八条 公正取引委員会の審決に係る 行政事件訴訟法第三条第一項に規定す る抗告訴訟については、国の利害に関 百九十四号)第六条の規定は、適用しな 等に関する法律(昭和二十二年法律第 係のある訴訟についての法務大臣の権限

第十章

第八十八条の二 この法律に基づき、政令 する経過措置を含む。)を定めることが 内において、所要の経過措置(罰則に関 改廃する場合においては、その政令又は 廃に伴い合理的に必要と判断される範囲 公正取引委員会規則で、その制定又は改 又は公正取引委員会規則を制定し、又は 【政令又は規則における経過措置の規定】 できる。

第十一章

【不当な取引制限等の罪】

るものは、五年以下の懲役又は五百万円第八十九条 次の各号のいずれかに該当す 以下の罰金に処する。

- の取引分野における競争を実質的に制 は不当な取引制限をした者 第八条第一号の規定に違反して一定 第三条の規定に違反して私的独占又
- 【確定排除措置命令違反等の罪】 前項の未遂罪は、罰する。

限したもの

第九十条 次の各号のいずれかに該当する ものは、二年以下の懲役又は三百万円以 下の罰金に処する。

反して不当な取引制限に該当する事項 第六条又は第八条第二号の規定に違

二 第八条第三号又は第四号の規定に違 約をしたもの を内容とする国際的協定又は国際的契

三 排除措置命令又は第六十五条若しく は第六十七条第一項の審決が確定した 反したもの

【銀行業又は保険業を営む会社による議 決権の取得等の規制違反の罪】 後においてこれに従わないもの

して株式を取得し、若しくは所有し、若第九十一条 第十一条第一項の規定に違反 止若しくは制限につき第十七条の規定 を所有した者又はこれらの規定による禁 に違反した者は、一年以下の懲役又は しくは同条第二項の規定に違反して株式 一百万円以下の罰金に処する。

【届出等に係る義務違反の罪】

第九十一条の二 次の各号のいずれかに該 当する者は、二百万円以下の罰金に処す

して報告書を提出せず、又は虚偽の記一(旧二) 第九条第四項の規定に違反 載をした報告書を提出した者

二 (旧三) 第九条第七項の規定に違反 して届出をせず、又は虚偽の記載をし た届出書を提出した者

三(旧四) 第十条第二項の規定に違反 して届出をせず、又は虚偽の記載をし た届出書を提出した者

の取得をした者 第十条第八項の規定に違反して株式

書を提出した者 出をせず、又は虚偽の記載をした届出 第十五条第二項の規定に違反して届

六 第十五条第三項において読み替えて 準用する第十条第八項の規定に違反し て合併による設立又は変更の登記をし

七 第十五条の二第二項及び第三項の規 記載をした届出書を提出した者 定に違反して届出をせず、又は虚偽の

> 又は吸収分割による変更の登記をした 反して共同新設分割による設立の登記 えて準用する第十条第八項の規定に違 第十五条の二第四項において読み替

届出書を提出した者 て届出をせず、又は虚偽の記載をした 第十五条の三第二項の規定に違反し

をした者 えて準用する第十条第八項の規定に違 反して共同株式移転による設立の登記 第十五条の三第三項において読み替

十一(旧九) 第十六条第二項の規定に をした届出書を提出した者 違反して届出をせず、又は虚偽の記載

十三 (旧十二) 第二十三条第六項の規 十二 (旧十) 第十六条第三項において 記載をした届出書を提出した者定に違反して届出をせず、又は虚偽の 読み替えて準用する第十条第八項の規 は第二号に該当する行為をした者 定に違反して第十六条第一項第一号又

懲役及び罰金の併科】

第九十二条 第八十九条から第九十一条ま 役及び罰金を併科することができる。 での罪を犯した者には、情状により、懲

【参考人等による虚偽の陳述等の罪】

第九十二条の二 第六十二条において読み をしたときは、三月以上十年以下の懲役 参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定 又は第百六十六条の規定により宣誓した 替えて準用する刑事訴訟法第百五十四条

前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に 自白したときは、その刑を減軽又は免除 することができる。 前項の罪を犯した者が、審判手続終了

【秘密漏洩等の罪】

第九十三条 第三十九条の規定に違反した 罰金に処する。 者は、一年以下の懲役又は百万円以下の

【行政調査の拒否等の罪】

第九十四条 次の各号のいずれかに該当す る者は、一年以下の懲役又は三百万円以 下の罰金に処する。

ず、若しくは虚偽の報告をした者 る事件関係人又は参考人に対する処分 しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせ に違反して出頭せず、陳述をせず、若 一項又は第五十六条第一項の規定によ 第四十七条第一項第一号若しくは第

二 第四十七条第一項第二号若しくは第 した者 せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定を る鑑定人に対する処分に違反して出頭 二項又は第五十六条第一項の規定によ

三 第四十七条第一項第三号若しくは第 る検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 て物件を提出しない者 る物件の所持者に対する処分に違反し 二項又は第五十六条第一項の規定によ 第四十七条第一項第四号若しくは第 一項又は第五十六条第一項の規定によ

第九十四条の二 次の各号のいずれかに該 当する者は、二十万円以下の罰金に処す 【一般的調査又は宣誓の拒否等の罪】

を提出せず、又は虚偽の報告、情報若 て出頭せず、報告、情報若しくは資料 しくは資料を提出した者 第四十条の規定による処分に違反し

二 第六十二条において読み替えて準用 百六十六条の規定による参考人又は鑑 する刑事訴訟法第百五十四条又は第 定人に対する命令に違反して宣誓をし

【秘密保持命令違反の罪】

第九十四条の三 秘密保持命令に違反した 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 者は、五年以下の懲役若しくは五百万円 起することができない。 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提

> の罪を犯した者にも適用する。 第一項の罪は、日本国外において同項

第九十五条 法人の代表者又は法人若しく は人の代理人、使用人その他の従業者 める罰金刑を科する。 して、次の各号に掲げる規定の違反行為 が、その法人又は人の業務又は財産に関 の法人又は人に対しても、当該各号に定 をしたときは、行為者を罰するほか、そ

号の規定に違反する行為の差止めを命定による命令(第三条又は第八条第一 除く。) 三億円以下の罰金刑 第八条の二第一項若しくは第三項の規 ずる部分に限る。) に違反した場合を 第八十九条 五億円以下の罰金刑 第九十条第三号(第七条第一項又は

三 第九十条第一号、第二号若しくは第 第一項若しくは第三項の規定による 九十四条 各本条の罰金刑 第九十一条、第九十一条の二又は第 命令(第三条又は第八条第一号の規定 三号(第七条第一項又は第八条の二 分に限る。)に違反した場合に限る。)、 に違反する行為の差止めを命ずる部

理人、使用人その他の従業者がその団体 当該各号に定める罰金刑を科する。 げる規定の違反行為をしたときは、行為 者を罰するほか、その団体に対しても、 の業務又は財産に関して、次の各号に掲 法人でない団体の代表者、管理人、代

号の規定に違反する行為の差止めを命定による命令(第三条又は第八条第一 ずる部分に限る。)に違反した場合を 第八条の二第一項若しくは第三項の規 除く。) 三億円以下の罰金刑 第八十九条 五億円以下の罰金刑 第九十条第三号(第七条第一項又は

三 第九十条第一号、第二号若しくは第 三号(第七条第一項又は第八条の二第 一項若しくは第三項の規定による命令

> る。) に違反した場合に限る。) 又は第 反する行為の差止めを命ずる部分に限 九十四条 各本条の罰金刑 (第三条又は第八条第一号の規定に違

を科する。

る時効の期間は、同条の罪についての時人又は団体に罰金刑を科する場合におけ 効の期間による。 八十九条の違反行為につき法人若しくは 第一項又は第二項の規定により第

⑤ (旧③) 第二項の場合においては、代 又は被疑者とする場合の訴訟行為に関す その団体を代表するほか、法人を被告人 る刑事訴訟法の規定を準用する。 表者又は管理人が、その訴訟行為につき

場合における時効の期間は、 ついての時効の期間による。 行為につき法人又は人に罰金刑を科する 第三項の規定により前条第一項の違反 同項の罪に

【法人の代表者に対する罰則】

第九十五条の二 第八十九条第一項第一 号、第九十条第一号若しくは第三号又は 第九十一条の違反があつた場合において の代表者に対しても、各本条の罰金刑を 人で事業者団体に該当するものを除く。) 三号の違反があつた場合における当該法 かつた当該法人(第九十条第一号又は第 を知り、その是正に必要な措置を講じな 必要な措置を講ぜず、又はその違反行為 は、その違反の計画を知り、その防止に

第九十五条の三 第八十九条第一項第二号 又は第九十条の違反があつた場合におい 【事業者団体の代表者等に対する罰則】

ては、その違反の計画を知り、その防止

役員若しくは管理人又はその構成事業者 なかつた当該事業者団体の理事その他の 為を知り、その是正に必要な措置を講じ に必要な措置を講ぜず、又はその違反行 (事業者の利益のためにする行為を行う

罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑 るほか、その法人に対して三億円以下の 反行為をしたときは、その行為者を罰す 理人、使用人その他の従業者が、その法 人又は人の業務に関し、前条第一項の違 法人の代表者又は法人若しくは人の代

金刑を科する。

前項の規定は、同項に掲げる事業者団

む。)に対しても、それぞれ各本条の罰 事業者である場合には、当該事業者を含 役員、従業員、代理人その他の者が構成

の定めにかかわらず、事業者団体は、そ 合には、他の法令の規定又は定款その他 の宣告により解散する。 前項の規定により解散が宣告された場

【事業者団体の解散の宣告】

の他の役員又は管理人に、これを適用す ある場合においては、当該団体の理事そ はその構成事業者が法人その他の団体で 体の理事その他の役員若しくは管理人又

第九十五条の四 裁判所は、十分な理由が ることができる。 第二号又は第九十条に規定する刑の言渡 あると認めるときは、第八十九条第一項 しと同時に、事業者団体の解散を宣告す

【公正取引委員会の専属告発】

第九十六条 第八十九条から第九十一条ま て、これを論ずる。 での罪は、公正取引委員会の告発を待つ

② 前項の告発は、文書をもつてこれを行

の宣告をすることを相当と認めるとき て、前条第一項又は第百条第一項第一号 るに当たり、その告発に係る犯罪につい ができる。 は、その旨を前項の文書に記載すること 公正取引委員会は、第一項の告発をす

後は、これを取り消すことができない。 第一項の告発は、公訴の提起があつた

【排除措置命令違反に関する過料】

第九十七条 排除措置命令に違反したもの

は、この限りでない。 その行為につき刑を科するべきとき 五十万円以下の過料に処する。ただ

【緊急停止命令違反に関する過料】

第九十八条 第七十条の十三第一項の規定 以下の過料に処する。 による裁判に違反したものは、三十万円

【特許等の取消し等の宣告】

第百条 第八十九条又は第九十条の場合に 実施権若しくは通常実施権が、犯人に属 るのは、その特許権又は特許発明の専用 とができる。ただし、第一号の宣告をす 渡しと同時に、次に掲げる宣告をするこ おいて、裁判所は、情状により、刑の言 している場合に限る。

- 間、政府との間に契約をすることがで 常実施権は取り消されるべき旨 又は特許発明の専用実施権若しくは通 判決確定後六月以上三年以下の期 違反行為に供せられた特許権の特許
- 権の特許又は特許発明の専用実施権若し あつたときは、特許庁長官は、その特許 庁長官に送付しなければならない。 たときは、裁判所は、判決の謄本を特許 くは通常実施権を取り消さなければなら 前項の規定による判決の謄本の送付が 前項第一号の宣告をした判決が確定し
- 第十二章 犯則事件の調査等

【質問、検査又は領置等】

第百一条 公正取引委員会の職員 (公正取 この章において「委員会職員」という。) 引委員会の指定を受けた者に限る。以下 章において同じ。)を調査するため必要 条までの罪に係る事件をいう。以下この は、犯則事件(第八十九条から第九十一 があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考

> 等」という。)に対して出頭を求め、犯 若しくは置き去つた物件を領置すること 査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し 等が所持し若しくは置き去つた物件を検 則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者 人(以下この項において「犯則嫌疑者

要な事項の報告を求めることができる。 て、官公署又は公私の団体に照会して必 【臨検、捜索又は差押え】 委員会職員は、犯則事件の調査につい

第百二条 委員会職員は、犯則事件を調査 することができる。 許可状により、臨検、捜索又は差押えを 簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する 員会の所在地を管轄する地方裁判所又は するため必要があるときは、公正取引委

- 2 らかじめ発する許可状により、同項の処 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があ 索すべき場所、身体若しくは物件又は差 は、委員会職員は、臨検すべき場所、捜 分をすることができる。 し押さえるべき物件の所在地を管轄する 前項の場合において急速を要するとき
- 事件が存在すると認められる資料を提供 う。)を請求する場合においては、犯則 状(以下この章において「許可状」とい しなければならない。 委員会職員は、第一項又は前項の許可
- 場合において、犯則嫌疑者の氏名又は犯 臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、 則の事実が明らかであるときは、これら 会職員に交付しなければならない。この 載し、自己の記名押印した許可状を委員 い旨、交付の年月日並びに裁判所名を記 とができずこれを返還しなければならな 間、その期間経過後は執行に着手するこ 並びに請求者の官職及び氏名、有効期 若しくは物件又は差し押さえるべき物件 前項の請求があつた場合においては、

させることができる。 員に交付して、臨検、捜索又は差押えを の事項をも記載しなければならない。 委員会職員は、許可状を他の委員会職

【通信事務を行う者に対する差押え】

第百三条 委員会職員は、犯則事件を調査 とができる。 便物又は電信についての書類で法令の規 犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書 付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は し、又は所持するものを差し押さえるこ 定に基づき通信事務を取り扱う者が保管 するため必要があるときは、許可状の交

- ことができる。 り扱う者が保管し、又は所持するものに 書類で法令の規定に基づき通信事務を取 状の交付を受けて、これを差し押さえる るに足りる状況があるものに限り、許可 ついては、犯則事件に関係があると認め い郵便物、信書便物又は電信についての 委員会職員は、前項の規定に該当しな
- の限りでない。 査が妨げられるおそれがある場合は、こ い。ただし、通知によつて犯則事件の調 人又は受信人に通知しなければならな 分をした場合においては、その旨を発信 委員会職員は、前二項の規定による処

【臨検、捜索又は差押えの夜間執行の制

第百四条 臨検、捜索又は差押えは、許可 間には、してはならない。 記載がなければ、日没から日の出までの 状に夜間でも執行することができる旨の

後まで継続することができる。 えは、必要があると認めるときは、日没 日没前に開始した臨検、捜索又は差押

【許可状の提示】

第百五条 臨検、捜索又は差押えの許可状 ければならない。 は、これらの処分を受ける者に提示しな

【身分の証明】

第百六条 委員会職員は、この章の規定に 票を携帯し、関係者の請求があつたとき 差押えをするときは、その身分を示す証 より質問、検査、領置、臨検、捜索又は

【臨検、捜索又は差押えに際しての必要

は、これを提示しなければならない。

第百七条 委員会職員は、臨検、捜索又は をすることができる。 をはずし、封を開き、その他必要な処分 差押えをするため必要があるときは、錠

についても、することができる。 前項の処分は、領置物件又は差押物件

【処分中の出入りの禁止】

第百八条 委員会職員は、この章の規定に とを禁止することができる。 可を受けないでその場所に出入りするこ 差押えをする間は、何人に対しても、許 より質問、検査、領置、臨検、捜索又は

【責任者等の立会い】

第百九条 委員会職員は、人の住居又は人 達した者を立ち会わせなければならな 者の使用人若しくは同居の親族で成年に の者の代表者、代理人その他これらの者 は、その所有者若しくは管理者(これら 場所で臨検、捜索又は差押えをするとき の看守する邸宅若しくは建造物その他の に代わるべき者を含む。) 又はこれらの

- 地の警察官若しくは地方公共団体の職員 は、その隣人で成年に達した者又はその 者を立ち会わせることができないとき を立ち会わせなければならない。 前項の場合において、同項に規定する
- 限りでない。 成年の女子を立ち会わせなければならな い。ただし、急速を要する場合は、この 女子の身体について捜索するときは、

【警察官の援助】

第百十条 委員会職員は、臨検、捜索又は 差押えをするに際し必要があるときは、

「記」に、『は、『は、『いまいま』というできる。警察官の援助を求めることができる。

第百十一条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又により質問、検査、領置、臨検、捜索又に差押えをしたときは、その処分を行つし、これらの者とともにこれに署名押印し、これらの者とともにこれに署名押印し、これらの者とともにこれに署名押印することができないときは、そ署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

【領置目録又は差押目録】

第百十三条 運搬又は保管に不便な領置物 えをしたときは、その目録を作成し、領置物件若しくは差押物件の処置 1 にその謄本を交付しなければならない。にその謄本を交付しなければならない。にその謄本を交付しなければならない。

【領置物件又は差押物件の返還等】

- 第百十四条 公正取引委員会は、領置物件できない場合においては、その旨を公告なったときは、その返還を受けるべき者なったときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。
 ② 公正取引委員会は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所は一個の事由によりこれを還付することがの他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告できない場合においては、その旨を公告できない場合においては、その旨を公告
- 物件は、国庫に帰属する。
 ても還付の請求がないときは、これらの件について、公告の日から六月を経過しの前項の公告に係る領置物件又は差押物

しなければならない。

【公正取引委員会への報告】

第百十五条 委員会職員は、犯則事件の調

引継義務】
【告発の場合の領置物件又は差押物件の引委員会に報告しなければならない。

- 第百十六条 公正取引委員会は、犯則事件により告発した場合において、領置物件により告発した場合において、領置物件又は差押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに引き継がなければならない。
-) 前三頁の見置により頁置物井々は差甲の十三条の規定による保管に係るもので百十三条の規定による保管に係るもので百十三条の規定による保管に係るもので百十三条の規定による保管に係るもので
- のとみなす。 前二項の規定によつて押収されたも 物件が引き継がれたときは、当該物件は、 当二項の規定により領置物件又は差押

3

(附則は略。)

立てをすることができない。

取引委員会又は委員会職員がした処分に

ついては、行政不服審査法による不服申

第百十八条 この章の規定に基づいて公正第百十八条 この章の規定に基づいて公正第百十七条 この章の規定に基づいて公正第百十七条 この章の規定に基づいて公正第一大のとみなす。

【行政手続法の適用除外】

【行政手続法の適用除外】

【不服申立ての制限】

(平伐上、1月四月二十二月去津第三十三号)する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律◎私的独占の禁止及び公正取引の確保に関

(平成十七年四月二十七日法律第三十五号)

〔本則は略。〕

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算し第一条 この法律は、公布の日から起行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号において政令で

一 目次の改正規定(「第四章の二 価格の同調的引上げ」を削る改正規定、第八十四条第一項後段を削る改正規定、第九十一条の二第十一号を削り、同条第九十一条の二第十一号を削ら改正規定、四十四条第一項後段を削る改正規定、第九十一条の二第十一号とする改正規定、第九十一条の二第十一号とする改正規定(「第四章の二 価

二 第七十九条を削る改正規定、第七十七十八条を第七十九条とし、第七十七七十八条を第七十九条とし、第七十七七十八条を第七十九条とし、第七十七十八条を第七十九条とし、第七十七名の次に一条を加える改正規定(同条第一号に係る部分に限る。) 行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年法律第一个十四号)附則第一条本文の政令で定める日又はこの法律の公布の日のいずめる日又はこの法律の公布の日のいずかる日又はこの法律の公布の日のいずが表し、第一十八条を削る改正規定、第一十八条を削る改正規定、第一十八条を削る改正規定、第一十八条を第一十八条を第一十八条を開いる。

ての経過措置)(施行日前に勧告等があった場合につい

を含む。)の全部又は一部に対し改正前日」という。)前に一の違反行為につい日」という。)前に一の違反行為につい日」という。)前に一の違反行為につい日」という。)前に一の違反行為につい第二条 この法律の施行の日(以下「施行第二条 この法律の施行の日(以下「施行

規定による意見を述べ、及び証拠を提出 よる勧告、旧法第四十八条の二第四項の 四十八条第一項若しくは第二項の規定に関する法律(以下「旧法」という。)第 の私的独占の禁止及び公正取引の確保に は、なお従前の例による。 正取引委員会規則で定めるものについて 手続その他これらに類するものとして公 判手続による審決の取消しの訴えに係る 定める事項に係るものを除く。)、当該審 の立会いその他の公正取引委員会規則で 命ずる要件及び手続、審判手続(速記者 排除するために必要な措置を命ずる手 達があった場合における当該違反行為を の規定による審判開始決定書の謄本の送 する機会の付与又は旧法第五十条第二項 課徴金の額の計算並びにその納付を

(既往の違反行為に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際旧法第四十八条第二項若しくは第二項の規定による告又は旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達がされることなくその行為がなくなった日から一年となくその行為がなくなった日から一年となくその行為がなくなった日から一年となくその行為がなくなった日から一年となくその行為がなくなった日から一年となくその行為がなくなった日から一年となくその行為がなくなった日から一年となくその行為がなくなった日から一年とない。以下この条において準用する場合を含む。以下この条において準用する場合を含む。以下この法律の施行の際旧法第四十八条第二十条第二十条を表しました。

(課徴金に関する経過措置)

第四条 新法第七条の二第一項(新法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)又は第二項に規定する違反行を含む。)に規定するものを除く。)であっつにおいて読み替えて準用する場合をの三において読み替えて準用する場合である。

第五条 前条第一項に規定する違反行為に 2 新法第七条の二第一項(新法第八条の 三において読み替えて準用する場合を含 徴金の納付を命ずることができない。 法第七条の二第一項(旧法第八条の三に のうち同日前に係るものについては、課 なったものであるときは、当該違反行為 場合において当該違反行為が平成十八年 四十九条第五項の規定による通知をする いて読み替えて準用する新独占禁止法第 禁止法」という。)第五十条第六項にお 附則第七条及び第八条において「新独占 の確保に関する法律(以下この条並びに る改正後の私的独占の禁止及び公正取引 律(平成二十一年法律第五十一号)によ 確保に関する法律の一部を改正する法 ついて私的独占の禁止及び公正取引の 規定の適用については、同項ただし書中 おける新法第七条の二第一項ただし書の ては、なお従前の例による。この場合に 九項の規定による減額を除く。)につい 額の計算(新法第七条の二第八項及び第 よる通知をする場合における課徴金の 準用する新法第四十九条第五項の規定に 新法第五十条第六項において読み替えて 日前に既になくなっているものについて に規定するものに限る。)であって施行 おいて読み替えて準用する場合を含む。) む。) 又は第二項に規定する違反行為 (旧 「百万円」とあるのは、「五十万円」とする。 一月四日前に開始され、同日以後になく

2 前条第二項に規定する違反行為について 前条第二項に規定する違反行為が平成十八場合に おいて当該違反行為が平成十八場合に おいて当該違反行為が平成十八場一月四日前に開始され、同日以後になくなったものであるときは、当該違反行為がで成十八場のうち同日前に係るものについての課為のうち同日前に係るものについての課金の額の計算(売上額定する違反行為についる。)については、なお従前の例による。

- 。 前項の場合における新独占禁止法第七条の二第一項(新独占禁止法第八条の三年での期間と平成十八年一月四日から当までの期間と平成十八年一月四日から当までの期間と平成十八年一月四日から当までの期間と平成十八年一月四日から当までの期間と平成十八年一月四日から当までの期間と平成十八年一月四日から当までの期間と平成十八年一月四日から当までの期間と平成十八年一月四日から当までの期間とを合算した期間」とする。
- ・第二項の場合における新独占禁止法第 七条の二第十九項本文及び第五十一条第 一項本文の規定の適用については、これ らの規定中「その額」とあるのは「控 個日以後に係るものに対応する部分の金 額」と、「控除した額」とあるのは「控 際した額(当該対応する部分の金額が当 除した額(当該対応する部分の金額が当 除した額(当該対応する部分の金額が当 ないた額(当該対応する部分の金額が当 ないに対応する部分の金額が当 ないに対応する部分の金額が当 ないに対応する部分の金額が当 ないに対応する部分の金額との合計 をした額(当該対応する部分の金額との合計 をした額(当該対応する部分の金額との合計 をした額(当該対応する部分の金額との合計 を、第二項の場合における新独占禁止法第 を、第二項の場合における新独占禁止法第
- の一に相当する金額を超えないとき、又令に係る課徴金の額が当該罰金額の二分ついては、同項ただし書中「当該納付命五十一条第一項ただし書の規定の適用に五十一条第一項をだし書の規定の適用に

文に規定する合計額」とする。 定により読み替えて適用されるこの項本 法律第三十五号)附則第五条第四項の規 法律の一部を改正する法律(平成十七年 独占の禁止及び公正取引の確保に関する は当該変更後の額」とあるのは、「私的

(審決及び納付命令に関する経過措置) 削除

第七条 用する。 とみなして、新法第二十六条の規定を適 新法の規定により確定した排除措置命令 賠償の請求がされるときは、当該審決を 決を受けた者に対して施行日以後に損害 く。)が確定した場合において、当該審 第一項に規定する措置を命ずるものを除 条の三又は第五十四条第一項若しくは第 二項の規定による審決(旧法第八条の四 旧法第四十八条第四項、第五十三

法第二十六条の規定を適用する。 がされるときは、当該審決を新法の規定 者に対して施行日以後に損害賠償の請求 定した場合において、当該審決を受けた 構成事業者に対するものを除く。) が確 規定に違反する行為をした事業者団体の 五十四条の二第一項の規定による審決 により確定した納付命令とみなして、新 (旧法第八条第一項第一号又は第二号の 前項に規定する審決がされず、旧法第

3 三又は第五十四条第一項若しくは第二 法第九十条第三号に係る部分に限る。)、 条第一項第二号及び第三号(新独占禁止 第九十条第三号、第九十二条、第九十五 排除措置命令とみなして、新独占禁止法 決を新独占禁止法の規定により確定した 決を受けた者が平成十八年一月四日以後 第一項に規定する措置を命ずるものを除 項の規定による審決(旧法第八条の四 第二項第二号及び第三号(新独占禁止法 においてこれに従わないときは、当該審 く。)が確定した場合において、当該審 旧法第四十八条第四項、第五十三条の

> 九十五条の三の規定を適用する。 第九十条第三号に係る部分に限る。) 並 びに第五項、第九十五条の二並びに第

第八条 旧法第四十八条第四項、第五十三 第一項に規定する措置を命ずるものを除 二項の規定による審決(旧法第八条の四 る排除措置命令とみなして、新独占禁止 は、当該審決を新独占禁止法の規定によ 以後においてこれに違反しているとき 条の三又は第五十四条第一項若しくは第 法第九十七条の規定を適用する。
 く。) を受けた者が平成十八年一月四日

(処分、手続等に関する経過措置)

第九条 前三条に規定するもののほか、旧 法の規定によってした処分、手続その他 てしたものとみなす。 ところにより、新法の相当の規定によっ の行為は、公正取引委員会規則で定める

(東京高等裁判所の専属管轄事件の見直 しに伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に東京高等 よる。 裁判所に係属している旧法第八十九条か 審の裁判権については、なお従前の例に ら第九十一条までの罪に係る訴訟の第一

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律 (附則第一条第一号に 掲げる改正規定については、当該改正規 適用については、なお従前の例による。 定)の施行前にした行為に対する罰則の (政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定め 必要な経過措置は、政令で定める。 るもののほか、この法律の施行に関して (検 討)

第十三条 政府は、この法律の施行後二年 以内に、新法の施行の状況、社会経済情 審判手続の在り方等について検討を加 要な措置を命ずるための手続の在り方、 の在り方、違反行為を排除するために必 勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度

ずるものとする。 え、その結果に基づいて所要の措置を講

(他の法律を改正する条は略。)

◎私的独占の禁止及び公正取引の確保に関 する法律の一部を改正する法律

(平成二十一年六月十日法律第五十一号)

(本則は略。)

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算し 条第三項中「前項」を「第二項」に改 条の改正規定並びに第九十五条の改正規 条第一号を削る部分に限る。)、第九十三 第一項第二号の改正規定、第九十条の改 定、同条に一項を加える改正規定、第 第七十条の十五に後段を加える改正規 項」を「第八条」に改める部分に限る。)、 項の改正規定(「第八条第一項」を「第 規定、第五十九条第二項の改正規定(「第 条第一項及び第二十六条第一項の改正規 る部分に限る。)、第二十四条、第二十五 定、第八条の三の改正規定(「第八条第 第八条の二第一項及び第二項の改正規 ら施行する。ただし、第八条の改正規定、 定める日(以下「施行日」という。)か て一年を超えない範囲内において政令で め、同条第二項の次に二項を加える部分 第一号」を削る部分(第九十一条の二第 号に係る部分に限る。)、第九十一条の二 第九十一条第四号若しくは第五号(第四 く。)」を削る部分、同条第二項第三号中「、 定(同条第一項第三号中「(第三号を除 正規定、第九十一条の二の改正規定(同 の十三第一項の改正規定(「第八条第一 八条」に改める部分に限る。)、第七十条 に改める部分に限る。)、第六十六条第四 八条第一項第一号」を「第八条第一号」 定、第四十三条の次に一条を加える改正 八十四条第一項の改正規定、第八十九条 一項第一号」を「第八条第一号」に改め 号に係る部分を除く。) 及び第九十五

> 第二条 改正前の私的独占の禁止及び公正 同組合法(昭和二十二年法律第百三十二第一項の規定、附則第二十一条中農業協 ら起算して一月を経過した日から施行す 条及び第二十四条の規定は、公布の日か の二十四の改正規定並びに附則第二十三 号)第七十二条の八の二及び第七十三条 第十六条から第十九条まで及び第二十条 を除く。)並びに附則第九条、第十四条、 (排除措置に関する経過措置)

要な措置については、なお従前の例によ 該当する行為であって、施行日前に既に なくなっている行為を排除するために必 禁止法」という。)第二条第九項各号に 取引の確保に関する法律(以下「旧独占

3 旧独占禁止法第二条第九項各号に該当 2 旧独占禁止法第二条第九項各号に該当 措置については、なお従前の例による。 施行日以後になくなった行為のうち施行 する行為であって、施行日前に開始され、 日前に係るものを排除するために必要な

する行為であって、施行日前に開始され、

第三条 この法律の施行の際その行為がな 二項(新独占禁止法第八条の二第二項及 くなった日から三年を経過している違反 行日前に係るものを排除するために必要施行日以後も行われている行為のうち施 第二項に規定する措置を命ずることがで 規定にかかわらず、新独占禁止法第七条 を含む。以下この条において同じ。)の び第二十条第二項において準用する場合 下「新独占禁止法」という。)第七条第 止及び公正取引の確保に関する法律(以 行為については、改正後の私的独占の禁 な措置については、なお従前の例による。

(課徴金に関する経過措置)

間(日独占禁止法第七条の二第一項(同第四条)この法律の施行の際その実行期

第六条 新独占禁止法第七条の二第一項の しない。 規定する行為に相当する行為をし、か ては、同項及び同条第九項の規定を適用 行為についての課徴金の額の計算につい ている場合における当該行為に係る違反 つ、施行日前に既に当該行為がなくなっ おいて、当該事業者が同条第八項各号に 規定により課徴金の納付を命ずる場合に

を適用しない。 については、同項及び同条第九項の規定 に係るものについての課徴金の額の計算 当該行為に係る違反行為のうち施行日前 行日以後にした場合に限る。)における する行為に該当する行為をした場合(施 て、当該事業者が同条第八項各号に規定 により課徴金の納付を命ずる場合におい

3 新独占禁止法第七条の二第二十四項の 規定は、旧独占禁止法第七条の二第一項 施行日前に合併により消滅した場合にお た事業者(会社以外の法人に限る。)が 若しくは第二項に規定する違反行為をし

ずることができない。 の規定にかかわらず、課徴金の納付を命 は、新独占禁止法第七条の二第二十七項 第八条の三に規定する違反行為について 法第七条の二第一項若しくは第二項又は た日から三年を経過している旧独占禁止 に規定する実行期間をいう。)の終了し おいて読み替えて準用する場合を含む。) 条第二項及び旧独占禁止法第八条の三に

された法人及び当該違反行為をした事業

ける合併後存続し、又は合併により設立

第五条 新独占禁止法第七条の二第四項又 ことができない。 規定する違反行為についてこれらの規定 ものについては、課徴金の納付を命ずる は、当該違反行為のうち施行日前に係る 施行日以後になくなったものであるとき て、当該違反行為が施行日前に開始され、 による課徴金の納付を命ずる場合におい は第二十条の二から第二十条の六までに

通知」という。)が行われた場合)にお 条第五項の規定による通知(以下「事前 み替えて準用する新独占禁止法第四十九 新独占禁止法第五十条第六項において読 処分が行われた場合(当該処分が行われ 新独占禁止法第百二条第一項に規定する 四十七条第一項第四号に掲げる処分又は 為に係る事件について新独占禁止法第 ら第二十条の六までに規定する違反行 二項若しくは第四項又は第二十条の二か 項において同じ。)の規定は、施行日以 み替えて準用する場合を含む。以下この の法人については、適用しない。 者(会社に限る。)が施行日前に合併に に規定する特定事業承継子会社等につい ける新独占禁止法第七条の二第二十五項 なかったときは、当該違反行為について 後に新独占禁止法第七条の二第一項、第 (新独占禁止法第二十条の七において読 し、又は合併により設立された会社以外 より消滅した場合における合併後存続 新独占禁止法第七条の二第二十五項

2 新独占禁止法第七条の二第一項の規定

(審決及び納付命令に関する経過措置)

て適用する。

第七条 新独占禁止法第七条の二第一項 る場合を含む。以下この項において同 かのぼり十年以内)に、私的独占の禁止 さかのぼり十年以内(当該処分が行われ る処分又は新独占禁止法第百二条第一項 納付を命ずる場合において、当該事業者 じ。) 又は第四項の規定により課徴金の 及び公正取引の確保に関する法律の一 行為について事前通知を受けた日からさ なかったときは、当該事業者が当該違反 占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げ 定する違反行為に係る事件について新独 が、同条第一項、第二項又は第四項に規 に規定する処分が最初に行われた日から (同条第二項において読み替えて準用す

新独占禁止法第七条の二第一項の規定に 場合に限る。)は、当該命令又は審決を とがあるとき(当該審決が確定している の二第一項の規定による審決を受けたこ 法第四十八条の二第五項に規定する期間 令についての審判手続の開始を請求する る命令を受けたことがあるとき(当該命 という。)第七条の二第一項の規定によ 下「平成十八年一月改正前独占禁止法」 止及び公正取引の確保に関する法律(以 三十五号)による改正前の私的独占の禁 部を改正する法律(平成十七年法律第 なして、同条第七項及び第九項の規定を よる命令であって確定しているものとみ を経過している場合に限る。) 又は平成 ことなく平成十八年一月改正前独占禁止 十八年一月改正前独占禁止法第五十四条

決を受けたことがある者である場合にお 第二号に規定する命令、通知若しくは審 定する命令、通知若しくは審決又は同項 独占禁止法第七条の二第六項第一号に規 処分が行われなかったときは、当該事業 九項の規定は、同条第四項の規定により ける当該課徴金の額の計算についても、 けた日からさかのぼり十年以内)に、旧 者が当該違反行為について事前通知を受 われた日からさかのぼり十年以内(当該 百二条第一項に規定する処分が最初に行 四号に掲げる処分又は新独占禁止法第 ついて新独占禁止法第四十七条第一項第 該事業者が、当該違反行為に係る事件に 課徴金の納付を命ずる場合において、当 新独占禁止法第七条の二第七項及び第

(審決及び排除措置命令に関する経過措

いて新独占禁止法第四十七条第一項第四条に規定する違反行為に係る事件につの適用については、当該事業者が、同第八条 新独占禁止法第二十条の二の規定

条の三若しくは第五十四条の規定による独占禁止法第四十八条第四項、第五十三限る。)について平成十八年一月改正前 あって確定しているものとみなす。 とき(当該審決が確定している場合に限 は旧独占禁止法第六十六条第四項の規定令が確定している場合に限る。)若しく ついて旧独占禁止法第二十条の規定によ 審決を受けたことがあるとき(当該審決 月改正前独占禁止法第十九条の規定に違 さかのぼり十年以内)に、平成十八年一 止法第二十条の二の規定による命令で る。) は、当該審決又は命令を新独占禁 合のものに限る。) を受けたことがある による審決(原処分の全部を取り消す場 る命令を受けたことがあるとき(当該命 定する行為に相当するものに限る。) に 占禁止法第十九条の規定に違反する行為 が確定している場合に限る。)又は旧独 第一号に規定する行為に相当するものに 反する行為(新独占禁止法第二条第九項 反行為について事前通知を受けた日から れなかったときは、当該事業者が当該違 らさかのぼり十年以内(当該処分が行わ 号に掲げる処分が最初に行われた日 (新独占禁止法第二条第九項第一号に規

る処分が最初に行われた日からさかのぼ 用については、当該事業者が、同条に規 に限る。)を受けたことがあるとき(当 決(原処分の全部を取り消す場合のもの 止法第六十六条第四項の規定による審 ている場合に限る。)若しくは旧独占禁 けたことがあるとき(当該命令が確定し 占禁止法第二十条の規定による命令を受 に相当するものに限る。)について旧独 止法第二条第九項第三号に規定する行為 くは第五十四条の規定による審決を受け 第四十八条第四項、第五十三条の三若し 定する行為に相当するものに限る。) に 占禁止法第十九条の規定に違反する行為 十年以内)に、平成十八年一月改正前独 いて事前通知を受けた日からさかのぼり ときは、当該事業者が当該違反行為につ り十年以内(当該処分が行われなかった 占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げ 定する違反行為に係る事件について新独 十九条の規定に違反する行為(新独占禁 いる場合に限る。)又は旧独占禁止法第 たことがあるとき(当該審決が確定して ついて平成十八年一月改正前独占禁止法 (新独占禁止法第二条第九項第三号に規 新独占禁止法第二十条の四の規定の適

> ているものとみなす。 条の四の規定による命令であって確定し 当該審決又は命令を新独占禁止法第二十 該審決が確定している場合に限る。)は、

ときは、当該事業者が当該違反行為につ る処分が最初に行われた日からさかのぼ 用については、当該事業者が、同条に規 当該審決又は命令を新独占禁止法第二十 該審決が確定している場合に限る。)は、 決(原処分の全部を取り消す場合のもの ている場合に限る。)若しくは旧独占禁 けたことがあるとき(当該命令が確定し 第四十八条第四項、第五十三条の三若し り十年以内(当該処分が行われなかった 占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げ 定する違反行為に係る事件について新独 条の五の規定による命令であって確定し 止法第六十六条第四項の規定による審 に相当するものに限る。) について旧独 止法第二条第九項第四号に規定する行為 たことがあるとき(当該審決が確定して くは第五十四条の規定による審決を受け ついて平成十八年一月改正前独占禁止法 定する行為に相当するものに限る。)に 占禁止法第十九条の規定に違反する行為 十年以内)に、平成十八年一月改正前独 いて事前通知を受けた日からさかのぼり ているものとみなす。 に限る。)を受けたことがあるとき(当 占禁止法第二十条の規定による命令を受 いる場合に限る。) 又は旧独占禁止法第 十九条の規定に違反する行為(新独占禁 (新独占禁止法第二条第九項第四号に規 新独占禁止法第二十条の五の規定の

(事業者団体届出に関する経過措置)

第九条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に生じた旧独占禁止法第定の施行の日前に生じた旧独占禁止法第定の施行の日前に生じた旧独占禁止法第第九条 附則第一条ただし書に規定する規

(株式の取得又は所有に関する経過措置) (株式の取得又は所有については、なお従前の例によりを経過した日以後に行う株式の取得に日を経過した日以後に行う株式の取得に八項の規定は、施行日から起算して三十八項の規定は、施行日から起算して三十二、 (株式の取得又は所有に関する経過措置)

る経過措置) (合併、分割又は事業等の譲受けに関す

この法律の施行の際旧独占禁止法第十五 む。)の規定によりされた届出であって、 において読み替えて準用する場合を含 む。)又は第十六条第二項(同条第五項 項において読み替えて準用する場合を含 しくは第三項(これらの規定を同条第六 る場合を含む。)、第十五条の二第二項若 いないものについては、なお従前の例に の規定により短縮された期間を経過して おいて読み替えて準用する場合を含む。 み替えて準用する場合を含む。)に規定 条第五項本文(旧独占禁止法第十五条の 十五条の二第七項又は第十六条第六項に する三十日の期間又は旧独占禁止法第 十五条第五項ただし書(旧独占禁止法第 (同条第四項において読み替えて準用す 一第七項又は第十六条第六項において読 旧独占禁止法第十五条第二項

(共同株式移転に関する経過措置)きについては、なお従前の例による。なければならないとされていなかったと

適用しない。

適用しない。

適用しない。

適用しない。

適用しない。

適用しない。

適用しない。

前に行う共同株式移転については、

た日前に行う共同株式移転に治いる

が表第八項の規定

は、施行日から起算して三十日を経過し

は、施行日から起算して三十日を経過し

は、施行日から起算して三十日を経過し

- 過昔置) (合併又は分割の無効の訴えに関する経

第十三条 施行日前に旧独占禁止法第十五条第二項(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第五項又は第十五条の二第二項及び第三項(これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)並びに同条第て連用する場合を含む。)並びに同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第五項又は吸収分割をしたときにおける合併、共同新設分割をしたときにおける合併、共同新設分割をしたときにおける合併、共同新設分割をしたときにおける合併、共同新設分割をしたときにおける合併、共同新設分割の規定に違反しては、なび第二人の関係を表している場合を表している。

る経過措置) (利害関係人の閲覧謄写請求手続に関す

ては、なお従前の例による。 関覧又は謄写の求めに対する処分につい 関覧又は謄写の求めに対する処分につい 関策の施行の日前に旧独占禁止法第七十 第十四条 附則第一条ただし書に規定する

置)(文書提出命令の特則についての経過措

(求意見制度についての経過措置)

る規定の施行の日以後に提起された私的の規定は、附則第一条ただし書に規定す第十六条 新独占禁止法第八十四条第一項

る。 なおえについては、なお従前の例によ 起された同条の規定による損害賠償に関 関する訴えについて適用し、同日前に提 関する訴えについて適用し、同日前に提 法律第二十五条の規定による損害賠償に 独占の禁止及び公正取引の確保に関する

(処分、手続等に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条ただし をの相当の規定によってしたものとみな な、完において同じ。)の施行前に旧 定。次条において同じ。)の施行前に旧 定。次条において同じ。)の施行前に旧 定。次条において同じ。)の施行前に旧 を合令の規定に相当の規定があるものを は、この附則に別段の定めがあるものを は、この附則に別段の定めがあるものを は、この附則に別段の定めがあるものを は、この附則に別段の定めがあるものを は、この附則に別段の定めがあるものを は、この附則に別段の定めがあるものを は、この附則に別段の定めがあるものを は、この附則に別段の定めがあるものを は、この対策止法又はこれに基づ をは、当該規 書に規定する規定については、当該規 書に規定する規定によってしたものとみな 令の相当の規定によってしたものとみな

(罰則に関する経過措置)

前の例による。
前の例による。

が財リ第九条から第十一条までの規定に対する罰則の適用については、なお従合におけるこの法律の施行後にした行為らに対する罰則の適用については、なお従い対する罰則の適用については、なお従

(政令への委任)

必要な経過措置は、政令で定める。るもののほか、この法律の施行に関して第十九条(附則第二条から前条までに定め

2 政府は、この法律の施行後五年を経過を加え、その結果に基づいて所要の措置を加え、その結果に基づいて所要の措置を加え、その結果に基づいて所要の措置を加え、その結果に基づいて所要の指置を加え、その法律の施行後五年を経過を講ずるものとする。

(他の法律を改正する条は略。)